

平成27年度決算に係る

定期監査調書

平成28年7月

中部総合事務所福祉保健局

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	6頁
8	収入事務処理状況調べ	7頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	9頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	11頁
11	不納欠損額調べ	11頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	14頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	18頁
14	財産に関する調べ	19頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	20頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	21頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	21頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	21頁
19	寄附物件の受納状況調べ	21頁
20	備品の処分状況調べ	21頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	21頁

22	介護保険・介護サービス事業の状況	22頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
23	障害福祉サービス事業の状況	24頁
	(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
	(3) 障害児通所支援事業者の指定等の状況	
	(4) 障害児支援サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
24	心と女性に関する相談状況	27頁
25	障がい者福祉の状況	27頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
26	児童福祉の状況	29頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 母子世帯の施設入所状況	
27	母子及び父子並びに寡婦福祉業務の状況	30頁
	(1) 母子・父子自立支援員活動状況	
	(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
28	生活保護業務	34頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
29	社会福祉施設に対する指導監査の状況	35頁
	(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況	
	(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況	
	(3) 届出保育施設に対する指導監査の状況	
30	特定給食施設に対する指導の状況	37頁
31	健康に関する事業の実施状況	37頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 不妊治療助成金交付事業	
	(6) 食育推進普及事業	
	(7) 歯科保健事業	
	(8) 運動8020推進事業	
	(9) がん対策推進事業	
	(10) がん検診推進パートナー企業認定状況	
	(11) 医療相談等対応状況	

32	医療施設等の検査等の状況	47頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	
33	感染症等に関する業務の状況	49頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	
	(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況	
	(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況	
34	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	50頁
35	難病患者の状況	50頁
36	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	51頁
37	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	51頁
38	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	51頁
39	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	51頁
○	意見、要望等	52頁
	(1) 業務に関する意見・要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし

3 組織及び業務調べ

課名	係（担当）名	課の主な所掌事務
福祉企画課	指導支援担当	(1) 社会福祉施設及び児童福祉施設の指導監査に関すること (2) 福祉のまちづくりの推進に関すること (3) 社会福祉統計に関すること
	高齢者支援担当	(1) 介護保険に関すること (2) 民生委員及び児童委員に関すること (3) 老人の福祉に関すること
福祉支援課	保護担当	(1) 生活保護に関すること (2) 生活保護法に基づく医療機関の指定に関すること (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
	母子支援担当	(1) 母子及び寡婦の福祉に関すること (2) 児童の福祉に関すること (3) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること
障がい者支援課	障がい者支援担当	(1) 身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関すること (2) 障がい者福祉に係る連絡調整に関すること
	心と女性の相談担当	(1) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること (3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること (4) 婦人相談所に関すること
健康支援課	医薬・疾病対策担当	(1) 医療法及び薬事法の施行に関すること (2) 麻薬、向精神薬、覚せい剤及び毒物劇物の指導及び取締りに関すること (3) 感染症の予防・相談に関すること
	がん対策・健康づくり支援担当	(1) がん対策に関すること (2) 健康増進対策に関すること (3) 生活習慣病の対策に関すること (4) 栄養の改善及び指導に関すること (5) 歯科保健に関すること

4 職員の定員、現員調べ

(平成28年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	27.4.1現在	当該年度	27.4.1現在	当該年度	27.4.1現在	当該年度	27.4.1現在	
定員		24	24	15	15	0	0	39	39	
現員		(0) 25	(0) 24	(0) 14	(0) 14	(0) 0	(0) 0	(0) 39	(0) 38	・定員39 ・過員1(事務) ・欠員△1(保健師) ・計(現員)39
過不足(△)		1	0	△1	△1	0	0	0	△1	
臨時職員		—	—	—	—	—	—	—	—	
非常勤職員		10	9	3	4	—	—	13	13	・就労支援専門員1 ・母子自立支援員1 ・母子寡婦福祉資金償還協力員1 ・農福連携推進コーディネーター1 ・事務非常勤6 ・嘱託医師3

注 育児休業、退職中の職員についても現員に含め、その人数を上段に()書きしている。

5 役付職員の調べ

(平成28年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
福祉保健局長	(兼) 金 涌 孝 則	1年 3月	兼務 中部福祉事務所長、中部身体障害者更生相談所長、中部知的障害者更生相談所長、婦人相談所次長
副 局 長	(兼) 寺 坂 和 利	3 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事 中部地域振興局参事
副 局 長	(兼) 吉 田 良 平	9	兼務 倉吉保健所長、中部身体障害者更生相談所参事、中部総合事務所生活環境局副局長
福祉企画課 課長補佐	(兼) 山 田 英 明	1 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐
福祉支援課 課長	(兼) 小 濱 洋 明	1 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事
〃 課長補佐	(兼) 中 村 進	3 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐
障がい者支援課 課長	(兼) 小 林 誠	— 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事、中部身体障害者更生相談所参事、中部知的障害者更生相所参事、婦人相談所参事
〃 課長補佐	(兼) 澤 田 祐 一	1 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐 (3年1月)
〃 課長補佐	(兼) 酒 嶋 里 美	1 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐、婦人相談所課長補佐
〃 課長補佐	(兼) 小 泉 浩 二	— 3	兼務 中部福祉事務所課長補佐、倉吉保健所課長補佐、中部身体障害者更生相談所課長補佐、中部知的障害者更生相所課長補佐、婦人相談所課長補佐
健康支援課 課長	(兼) 山 本 節 子	— 3	兼務 倉吉保健所参事、福祉保健部参事
〃 課長補佐	(兼) 西 本 裕 美	— 3	兼務 倉吉保健所課長補佐
〃 課長補佐	(兼) 坂 口 千 代	— 3	兼務 倉吉保健所課長補佐
〃 課長補佐	(兼) 荒 砂 みどり	1 3	兼務 倉吉保健所課長補佐

6 主な事業に関する調べ

事業名	概要		
福祉施設に対する適正な指導監査の実施 決算（見込）額 一 千円	<p>ア 目的及び事業の実施状況 (ア) 目的 管内における介護保険施設、障害福祉施設、児童福祉施設等に対し指導監査を実施することにより各制度の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。 (イ) 主な指導監査の実施状況</p>		
	<p>介護保険施設等</p> <p>対象施設の選定方針 実地指導 ・開設法人ごと概ね最低3年に1回 ・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所</p> <p>平成27年度重点指導事項 ・基準に沿った介護報酬の算定 ・請求の実施 ・人員基準の遵守 ・介護計画等の説明、同意、交付 ・虐待や身体拘束の防止のための取組状況 ・利用者の安全確保のための非常災害対策の確認</p> <p>指導監査実施施設数 実地指導 46施設 ※指導を行った施設 44施設</p> <p>主な指導事項 ・居宅・通所・訪問サービス計画等を適切に作成すること。 ・サービス提供等の記録を適正に行うこと。 ・従業員の配置、職種を明確にすること。 ・会計の区分等適正に行うこと。 ・居宅サービス計画に基づいたサービスを提供すること。</p>	<p>障害福祉施設等</p> <p>実地指導 ・原則3年に1回（障害者支援施設は2年に1回） ・新規開設事業所、前回指摘事項が多い等理由のある事業所</p> <p>虐待防止に係る取組み状況 ・防火・防災対策 ・支援計画・アセスメント ・サービスの自己評価 ・支援の記録 ・自立支援給付費の適性な請求</p> <p>実地指導41施設 ※指導を行った施設 21施設</p> <p>定期的にモニタリングを行い記録に残すこと。 ・支援計画が画一的なものにならないよう工夫すること。 ・相談支援事業者との連携に努めること。 ・施設外支援の対象者は、1週間ごとに個別支援計画の内容について見直しすること。 ・避難訓練を実施すること。</p>	<p>児童福祉施設等</p> <p>実地監査 ・公立（保育所、幼保連携型認定こども園、児童館）1回／3年 ・私立（保育所、幼保連携型認定こども園、児童館）1回／2年 ・市町（児童福祉行政実施機関）1回／1年 書面監査 実地対象以外の施設 ・災害等非常時に備えた対応 ・食物アレルギー等への対応 ・調理、調乳における衛生管理 ・利用者、家族等の個人情報の取り扱い ・施設の運営に係る重要事項に係る規程の整備 ・運営費の使途、本部会計への貸付状況 ・経理規程に則した会計処理</p> <p>実地監査32施設、5市町 書面監査35施設 ※指導を行った施設 44施設</p> <p>重要事項に関する規程を整備すること。（施設の目的及び運営方針等） ・あらゆる想定の不審者対応訓練を行い、問題点等を検証すること。 ・職員の自己評価を行い、資質向上や業務改善につなげること。 ・経理規程に基づいた適切な会計処理を行うこと。</p>
	<p>イ 平成27年度実施に当たり改善等に取り組んだ点 ①保険者である市町担当者も実地指導に同行し、ケアプランや報酬請求等について保険者の立場で確認を行うなど、市町と連携した指導監査を実施した。 ②当局が独自に構築した指導監査データベースにより、過去から直近までの個々の施設運営の特性や傾向を把握し、事業者指導を行った。 ③必要に応じて福祉保健課法人施設指導室職員による経理関係の確認を行い、当局職員は施設運営や利用者の処遇関係について重点的に点検を行うようにした。</p> <p>ウ 成果 ○上記①に対する成果 市町と連携した指導監査により、利用者の心身の状況に沿ったプランの作成や支援の点検を行うことができた。また、報酬請求の確認によって請求誤り等について適切に指導することができた。 ○上記②に対する成果 過去複数年に亘る指導内容を把握の上で監査に臨むことで、効果的かつ一貫性のある指導を行うことができた。 ○上記③に対する成果 施設運営関係と経理関係を分けることで、より細部まで確認・指導することができた。 ○その他の成果 障害福祉施設の集団指導において、施設長や管理職員に対して「障害者差別解消法」について講義し、各施設職員への意識啓発や研修の実施を周知した。</p> <p>エ 課題 平成28年度の指導監査においては、施設職員に対して「障害者差別解消法」についての研修実施の状況や「障がい者に対する合理的配慮」の実行状況を点検することが必要。</p>		

事業名	概	要																																																							
<p>農福連携推進事業 決算(見込)額 2,781千円</p> <p>(財源内訳) 国庫支出金 -千円 一般財源 2,781千円 その他 -千円</p> <p>○将来ビジョン I ひらく (3)就業を希望する人が県内で「いきいきと働ける就業環境」を整備</p> <p>○政策項目 Ⅲ暮らしに安心 3.バリアフリー社会の実現</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 ・障がい者の新たな就労の場として農業分野(水産業等も含む)への就労を促進する。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 ・福祉保健局に農福連携推進コーディネーターを配置し、障がい者事業所と農業者等との作業受委託を円滑に進めるためマッチング支援を行った。 ・自らの事業として農業(自主農業)に取り組む福祉事業所に対して農協や農業改良普及所と協力・連携し、栽培管理や出荷手法等についてアドバイスを行った。</p> <p><マッチング実績の推移></p> <table border="1" data-bbox="472 674 1394 936"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">マッチング件数</td> <td>新規</td> <td>34</td> <td>32</td> <td>11</td> <td>21</td> <td>16</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td colspan="2">直接契約件数</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>30</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>34</td> <td>36</td> <td>23</td> <td>43</td> <td>53</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業委託した農業者数</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>19</td> <td>24</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作業受託した事業所数</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) マッチング件数・直接契約の件数は契約件数を示したものの、農業者及び事業所の中には複数者と契約した者もあるため、その数と契約件数は一致しない。</p> <p><自主農業への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・A事業所: 白葱の生育不良について東伯農業改良普及所と連携して対応策を指導するとともに、農作業機器の整備に活用できる助成制度を紹介し、担当課や関係機関へ取り継ぎなど支援を行った。 ・B事業所: ハウスでの水耕栽培のホウレンソウの生育不良と病変について、倉吉農業改良普及所と連携して原因究明や対応策の検討などの支援を行った。 <p>イ 平成27年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者事業所から要望のあった事務所内での持ち込み作業(大豆選別、らっきょう根切り)などの掘り起こしを行った。 ・自主事業に新たにに取り組む事業者について、作物の生育状況等について相談を受けた場合は、農協や農業改良普及所と連携して指導を行うとともに、施設整備のための助成制度の紹介や関係機関への取り継ぎを行った。 <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接契約を含めた受託契約件数は増えており、障がい者の就労機会の拡大に繋がった。 ・自主農業で生育不良などの問題を抱えていた事業者について、農業改良普及所との連携により適切な指導支援を行ったことにより、作物の生育状況に改善がみられ、自主農業の維持に繋がった。 <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部圏域には就労系の障がい者事業所が少なく、この中でも農作業に対応できる事業所は限られており、受託側が不足する状況となっている。 ・障がい者事業所は農業への知識、技能が不十分であるため、特に営農の経験の浅い障がい者事業所に対する助言、指導が必要である。 	区 分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	マッチング件数	新規	34	32	11	21	16	14	継続	-	2	4	11	7	13	直接契約件数		-	2	8	11	30	29	計		34	36	23	43	53	56	作業委託した農業者数		10	13	15	19	24	35	作業受託した事業所数		7	5	6	7	9	9	
区 分		H22	H23	H24	H25	H26	H27																																																		
マッチング件数	新規	34	32	11	21	16	14																																																		
	継続	-	2	4	11	7	13																																																		
直接契約件数		-	2	8	11	30	29																																																		
計		34	36	23	43	53	56																																																		
作業委託した農業者数		10	13	15	19	24	35																																																		
作業受託した事業所数		7	5	6	7	9	9																																																		

事業名	概要	要																								
<p>めざせ受診率50%！中部地区がん検診受診率向上推進事業</p> <p>決算（見込）額 344千円 （財源内訳） 国庫支出金 172千円 一般財源 172千円</p> <p>○将来ビジョン V支えあう （4）-9</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>（ア）目的 平成23年度から平成25年度の3年間実施した「胃がん死亡ゼロのまち中部プロジェクト事業」により培われた機運を活かし中部が丸となった取組を、5つのがん検診（胃、肺、大腸、乳、子宮）に広げ、さらなる受診率向上をめざす。</p> <p>（イ）事業の実施状況（平成27年度）</p> <p>○目標：がん検診受診率の向上（職域検診含む）＜各がん検診、対前年度の1割増＞ ○重点取組：①未受診者の受診者数の増 ②職域機関との連携による職域の受診者の増（事業所検診、市町検診）</p> <p>○実施内容： 1 中部が一体となった取組の継続実施 （1）がん検診受診の推進と県民への啓発 ・県民への検診啓発：中部地区オリジナルポスター・チラシによる啓発 ・検診を受けやすい体制づくり：圏域の検診体制の検討 ・受診勧奨の強化：未受診者に焦点を当てた取組の推進と職域への取組の強化 （2）その他健康政策課がん対策事業により実施した事業 ・かかりつけ医師からの受診勧奨の推進 ・がん検診受診率向上キャンペーンの実施（5月に各市町で街頭キャンペーン実施） ・職域への受診勧奨強化 ・連絡協議会等の開催</p> <p>2 各市町の課題に応じた取組への支援 （1）住民主体の健康づくり活動の推進（倉吉市） 「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり事業※」について、企画・実施・運営を支援した。 ※モデル地区において、住民主体で地域の課題に基づく計画策定を行い、実施・評価していく事業。 （2）未受診者へのアプローチの強化（各市町） 担当課長会議等で取組状況を把握、意見交換した。 （3）職域と連携したがん検診推進（各市町） 協会けんぽとの包括協定による取組について、打ち合わせ等に参加し状況把握した</p> <p>イ 平成27年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 「中部はひとつ」を合い言葉に、推進会議及び課長会議（実務者会議）により情報・意見交換を進め、中部が一体となった取り組みを継続した</p> <p>ウ 成果 ・目標値には達しなかったが、全がんで受診率が向上した。</p> <p>平成27年度受診率見込（H28.6月末時点）</p> <table border="1" data-bbox="363 1355 1410 1491"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27見込</th> <th></th> <th>H26</th> <th>H27見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん</td> <td>22.9%</td> <td>25.2%（1割増）</td> <td>乳がん</td> <td>14.4%</td> <td>16.9%（1.7割増）</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>28.8%</td> <td>35.0%（2.1割増）</td> <td>子宮がん</td> <td>22.3%</td> <td>26.6%（1.9割増）</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>28.5%</td> <td>33.3%（1.7割増）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成23年度から局が中心となって対策を推進してきた結果、各市町独自の対策が活発となり、中部丸となった活動にも市町が主体的に関わり、相互に事業を推進する関係性が醸成されてきている。</p> <p>・がん検診推進パートナー企業の認定推進、企業との連携した活動、がん診療連携拠点病院との連携等、広域的な対策に拡大してきた。</p> <p>エ 課題 ・がんによる死亡を予防するためには、がん検診受診率をさらに向上させる必要がある。 ・今後は一般県民へのがん検診普及啓発と併せて、がんになった方への支援を充実させる必要がある。</p>		H26	H27見込		H26	H27見込	胃がん	22.9%	25.2%（1割増）	乳がん	14.4%	16.9%（1.7割増）	肺がん	28.8%	35.0%（2.1割増）	子宮がん	22.3%	26.6%（1.9割増）	大腸がん	28.5%	33.3%（1.7割増）				
	H26	H27見込		H26	H27見込																					
胃がん	22.9%	25.2%（1割増）	乳がん	14.4%	16.9%（1.7割増）																					
肺がん	28.8%	35.0%（2.1割増）	子宮がん	22.3%	26.6%（1.9割増）																					
大腸がん	28.5%	33.3%（1.7割増）																								

7 収入証紙取扱額調べ

(平成28年3月31日現在)

収入科目				件数	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考		
目	節	細節	種別						
衛生 手数料	衛生 手数料	衛生事業許可等 手数料 (医療政策課分)	准看護師の免許	15	5,600	84,000	(19)		
			准看護師免許証の書換え交付	5	3,400	17,000	(23)		
			准看護師免許証の再交付	2	4,100	8,200	(24)		
			病院の検査		43,000	0	(26) ア		
			診療所の検査		22,000	0	(26) イ		
		医療政策課分 小計				22		109,200	
		薬局開設の許可				2	29,000	58,000	(50)
		薬局開設の許可の更新				14	11,000	154,000	(51)
		医薬品販売の許可				7	29,000	203,000	(52)
		医薬品販売の許可の更新				12	11,000	132,000	(53)
		医薬品販売業等の許可証書換				2	2,000	4,000	
		医薬品製造販売承認申請				111	90	9,990	(58)ア(ウ)
		医療機器修理業許可更新					48,700	0	(61)
		医療機器等の製造業の登録				1	36,000	36,000	(59)の4)
		高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可				4	29,000	116,000	(55)の4)
		高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可更新				5	11,000	55,000	(55)の5)
		配置販売従事者の身分証明書の交付				11	7,100	78,100	(55)ア
		毒物又は劇物の販売業の登録				2	14,700	29,400	(28)イ
		毒物又は劇物の販売業の更新				16	6,400	102,400	(30)イ
		毒物劇物取扱者試験の実施				2	10,500	21,000	(31)
		毒物又は劇物の販売業の登録書換				1	2,400	2,400	(33)
		麻薬卸売業者の免許				3	14,600	43,800	(41)ア
		麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許				128	3,900	499,200	(41)イ
		麻薬卸売業者、小売業者、施用者、管理者又は麻薬研究者等免許証又は登録証の再交付					2,700	0	(42)
		覚醒剤原料取扱者指定				1	11,500	11,500	(40)ア
		大麻取扱者免許				2	6,700	13,400	(16)
		登録販売者受験手数料				53	14,000	742,000	(55)の2)
		登録販売従事者登録手数料				15	7,100	106,500	(55)の3)
		登録販売従事者登録書換え交付				2	2,000	4,000	(66)の3)
		販売従事者登録証再交付					2,900	0	(66)の4)
		医療指導課分 小計				394		2,421,690	
		衛生事業許可等 手数料 (子育て応援課分)			受胎調節指定証		4,000	0	(70)
		子育て応援課分 小計				0		0	
		計(細節)				0		0	
		栄養士免許等 手数料 (健康政策課分)			栄養士免許	16	5,600	89,600	(67)
					栄養士免許証の書換え交付	12	3,200	38,400	(68)
					栄養士免許証の再交付	7	3,600	25,200	(69)
		計(細節)				35		153,200	
		計(節)				451		2,684,090	
		目 計				451		2,684,090	
		合 計				451		2,684,090	

(注)備考は、「鳥取県手数料徴収条例」第2条の号数である。

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金 該当なし

(2) 使用料 該当なし

(3) 手数料

(平成28年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
手数料	衛生手数料	57	37,050	37,050	0	0	鳥取県保健所条例	
手数料	衛生手数料	12	96,100	96,100	0	0	鳥取県手数料条例25イ、54ア	
合計		69	133,150	133,150	0	0		

(4) 財産収入 該当なし

(5) 諸収入

(平成28年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
延滞金	高等技能訓練促進費過支給返納に係る延滞金	9	62,010	62,010	0	0	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
目計		9	62,010	62,010	0	0		
雑入	コピー代	10	300	300	0	0	中部総合事務所納税証明書等のコピーに係る処理要領	
	公文書開示請求に係る費用	5	652	550	0	102	鳥取県個人情報保護条例	
	生活保護徴収金及び返還金(返還金)	402	3,176,769	920,145	99,000	2,157,624	生活保護法63条	
	生活保護徴収金及び返還金(徴収金)	427	4,775,026	641,558	0	4,133,468	生活保護法78条	
	生活保護医療扶助審査報酬町負担	3	230,690	0	0	230,690	湯梨浜町、北栄町、琴浦町との協定書	
目計		847	8,183,437	1,562,553	99,000	6,521,884		
合計		856	8,245,447	1,624,563	99,000	6,521,884		

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

(平成28年3月31日現在)
(単位:円)

目		収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
節	目	節	目							
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入		3,073	23,448,420	16,476,466	0	6,971,954	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	寡婦福祉資金貸付金元利収入		201	2,960,004	2,365,434	0	594,570	"	
目計			計(節)	3,274	26,408,424	18,841,900	0	7,566,524		
				3,274	26,408,424	18,841,900	0	7,566,524		
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入		39	171,872	940	0	170,932	母子及び父子並びに寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金雑入							"	
			計(節)	39	171,872	940	0	170,932		
			目計	39	171,872	940	0	170,932		
			合計	3,313	26,580,296	18,842,840	0	7,737,456		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

(平成28年3月31日現在)
(単位:円)

収入科目(節)	収入済額	備考
衛生手数料	125,430	19 文書手数料、検査手数料
延滞金(一般会計)	52,750	2 高等技能返納金
雑入(一般会計)	300	10 コピー代
雑入(一般会計)	128,000	18 生活保護費返還金
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入(母子寡婦福祉資金貸付金元利収入)	1,132,711	170 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
合計	1,439,191 (219件)	

イ つり銭の状況
該当なし

9 収入未済額調べ

(平成28年3月31日現在)
(単位:円)

(一般会計)

収入科目 目	区分		過 年 度			現 年 度			現 年 度 分		収入未済 額 (A+B)	未収理由		
	節	細節	前年度 からの 繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の 24年度 以前	25年度	26年度	収入未済 額 (B)				
延滞金		高等技能訓練促進費 過支給返納に係る延 滞金	62,010	62,010	0	0	0	0	0	0	0			
	目 計		62,010	62,010	0	0	0	0	0	0	0			
雑入		保護費返還金徴収金 及び返還金(返還金)	2,186,210	264,152	99,000	1,823,058	1,383,258	239,400	200,400	990,559	655,993	334,566	2,157,624	生活困窮のため
		保護費返還金徴収金 及び返還金(徴収金)	3,906,716	208,600	0	3,698,116	2,230,420	983,696	484,000	868,310	432,958	435,352	4,133,468	生活困窮のため
		生活保護医療扶助審 査報酬町負担				0				230,690	0	230,690	230,690	収入年月日 平成28年4月 日(湯梨浜) 平成28年4月 日(琴浦) 平成28年4月 日(北栄)
	目 計		6,092,926	472,752	99,000	5,521,174	3,613,678	1,223,096	684,400	2,089,559	1,088,951	1,000,608	6,521,782	
合 計			6,154,936	534,762	99,000	5,521,174	3,613,678	1,223,096	684,400	2,089,559	1,088,951	1,000,608	6,521,782	

(平成28年3月31日現在)
(単位:円)

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

収入科目 目	区分		過 年 度			現 年 度			現 年 度 分		収入未済 額 (A+B)	未収理由		
	節	細節	前年度 からの 繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠損額	差引収入 未済額 (A)	収入未済額の 24年度 以前	25年度	26年度	収入未済 額 (B)				
母子寡婦 福祉資金 貸付金元 利収入		母子福祉資金貸付金元 利収入	5,992,860	1,363,282	0	4,629,578	3,098,577	572,537	958,464	17,455,560	15,113,184	2,342,376	6,971,954	生活困窮のため
		寡婦福祉資金貸付金元 利収入	444,156	143,156	0	301,000	80,200	110,400	110,400	2,515,848	2,222,278	293,570	594,570	"
	計(節)		6,437,016	1,506,438	0	4,930,578	3,178,777	682,937	1,068,864	19,971,408	17,335,462	2,635,946	7,566,524	
	目 計		6,437,016	1,506,438	0	4,930,578	3,178,777	682,937	1,068,864	19,971,408	17,335,462	2,635,946	7,566,524	
雑入		母子福祉資金貸付金 雑入	171,872	940	0	170,932	168,592	870	1,470	0	0	0	170,932	生活困窮のため
	目 計		171,872	940	0	170,932	168,592	870	1,470	0	0	0	170,932	
合 計			6,608,888	1,507,378	0	5,101,510	3,347,369	683,807	1,070,334	19,971,408	17,335,462	2,635,946	7,737,456	

10 未回収促進のための取組状況調べ

収入科目及び金額		目		節		細節(又は種別)		収入未済額(円)	
		継入		継入		生活保護返還金及び徴収金			
債権管理事務取扱要領の作成の有無 (要領等で分類の区分、考え方を定めた部分の写しを添付すること。)									
債権分類の実施(未納者の分類を行っているか) (要領等で分類の区分、考え方を定めた部分の写しを添付すること。)									
区分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催告	臨戸訪問	分納件数	回収委託	
現年度分	A	定期的な納入が有り、徴収が概ね可能。	4	4	文書 電話	人	4	人	0
	B	不定期であるが納入が有り、徴収が見込まれる。	3	3	文書 電話	2	3	0	0
	C	徴収決定に不満又は納入意志なし等で徴収することが困難。	3	3	文書 電話	3	3	0	0
	D	主死亡、行方不明等で徴収することが非常に困難又は不可能。	2	2	文書 電話	0	2	0	0
過年度分	A	定期的な納入が有り、徴収が概ね可能。	11	/	文書 電話	5	11	0	0
	B	不定期であるが納入が有り、徴収が見込まれる。	9	/	文書 電話	8	9	0	0
	C	徴収決定に不満又は納入意志なし等で徴収することが困難。	4	/	文書 電話	4	4	0	0
	D	主死亡、行方不明等で徴収することが非常に困難又は不可能。	8	/	文書 電話	2	7	0	0

(上記以外の取組)

- ・保護費や年金受給直後の督促など工夫して対応する。
- ・年金の溯及受給や土地建物の売買等による返還金等については、速やかに被保護者本人と連絡調整を行うなど早期の債権回収に努める。
- ・早期の債権回収ができない事案については、履行誓約書(誓約書)を徴取するとともに、支払い能力に応じた分割納付計画の作成指導を行う。
- ・新たな滞納者の発生防止として、保護の開始時及び少なくとも毎年1回、被保護者に対し適正な収入申告を行うようパンフレットを用いて届出義務の徹底を図った。
- ・また、毎年1回、年金調査、課税調査を実施している。

(取組の効果)

- ・過年度分の返還の一部が履行された。
- ・収入の速やかな届出の意識が高まった。

(参考)(過年度分債権回収額)

- ・議会報告の債権回収計画
(目標) 300,000円
(実績) 472,752円

※実人数は、現年度分、過年度分と重複している。

収入科目及び金額		目		節		細節(又は種別)		収入未済額(円)	
		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子寡婦福祉資金貸付金元利収入		母子福祉資金貸付金元利収入			
		債権管理事務取扱要領の作成の有無		(作成済)(H26年3月改正)		・未作成			
		債権分類の実施(未納者の分類を行っているか)		(未実施の場合、その理由)		・未実施			
		(要領等で分類の区分、考え方を定めた部分の写しを添付すること。)		(実施済)		・未実施			
現年度分	相手方	相手方の状況	実人数	督促状発行	催告	臨戸訪問	分納件数	回収委託	人
	A	・滞納期間が3ヶ月未満であり、概ね自発的・定期的に納入がある。 ・口座振替不能や、納付忘れ。 ・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。	11	11	・文書 ・電話	2	人	0	0
	B	・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。 ・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	3	3	・文書 ・電話	3	1	0	0
	C	・自発的・定期的に納入がある。	10	10	・文書 ・電話	8	5	0	0
	D	・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。 ・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。 ・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	6	6	・文書 ・電話	5	1	2	2
過年度分	A	・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。 ・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。 ・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	1	1	・文書 ・電話	0	1	0	0
	B	・借主死亡、連帯保証人生活保護受給者。 ・借主、保証人ともに高齢であり、収入がない状態。	3	3	・文書 ・電話	2	3	0	0
	C	・借主死亡、連帯保証人生活保護受給者。 ・借主、保証人ともに高齢であり、収入がない状態。	9	9	・文書 ・電話	5	7	0	0
	D	・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。 ・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。 ・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	4	4	・文書 ・電話	3	1	1	1
	E	・定期的に電話や訪問により督促しないと納付しない。 ・生活状況が苦しく、分納、又は遅れながら納付をしている。 ・電話や訪問により督促を行うが、納付意識が薄い。 ・折衝困難。	2	2	・文書 ・電話	0	0	0	0
<p>(上記以外の取組) ・1ヶ月滞納となった場合にも、生活状況の把握、償還指導を行っている。 ・連帯保証人への連絡。 ・定期的に償還会議を行い、個々に応じた対応を検討している。 (取組の効果) ・過年度分について、未収金の回収率が上がった。 ・今まで連絡のなかった滞納者が、定期的に納付するようになった。 ※実人数は、現年度分、過年度分と重複している。</p>									

11 不納欠損額調べ (平成28年3月31日現在) (単位:円)

収入科目		不納欠損額		不納欠損の理由	
目	細節				
雑入	保護費返還金及び徴収金(返還金)	99,000		消滅時効が成立したため	
目計		99,000			
合計		99,000			

(1) 生活保護費返還金、徴収金 滞納者の区分け

区分	考え方
A 定期的な徴収が概ね可能な者	(生活保護世帯) ・適切な金銭管理が出来る場合。 (非生活保護世帯) ・収入が安定している場合。
B 徴収が見込まれる者	(生活保護世帯) ・月の支出によっては、支払いが困難になることもあるが、不定期でも徴収が可能な場合。 (非生活保護世帯) ・収入は不安定であるが、不定期でも徴収が可能な場合。
C 徴収することが困難な者	(生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。 ・適切な金銭管理が困難な場合。 ・他の負債を抱えている場合。 (非生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不満があり、納入意思がない場合。 ・失業している場合。 ・収入が不安定で他の負債を抱えている場合。
D 徴収することが非常に困難な者又は不可能な者	(生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。 ・他の負債を抱えている場合。 (非生活保護世帯) ・徴収決定に対しての不服があり、納入理解が全くない場合。 ・失業している場合。 ・収入が不安定で多額・複数の負債を抱えている場合。

格付	大区分	細区分	基本対応
A	初期滞納者 定期的納入者	①新規滞納者のうち滞納期間が3ヶ月未満のもの ②概ね自発的・定期的に納入があるもの	①新規滞納については、発生初期に償還指導。 ②毎月納入状況を確認。
B	要注意滞納者	定期的に電話督促、集金訪問等を行わないと納入が滞るもの	・毎月訪問集金、電話等による督促を実施。 ・納入がなかったことが分かったり次第、随時督促。次回納入予定日の確認。
C	要指導強化滞納者	①生活状況や収入が不安定で、随時確認を取り生活状況の確認、償還督促を行う必要があるもの ②定期納入があるが、小額で滞納解消の目処がたたないもの	①毎月及び随時に電話督促、訪問等により生活状況を確認。 ②毎月生活状況等を確認。可能なら分納額増額等を要請。
D	処遇困難滞納者	面接拒否や行方不明等で債務者との折衝が困難だったり、全員の納入意思がない等により、今後の償還の見込みが立たないもの	・債務者への所定の折衝、市町村等への住所照会等、定期的かつ可能な範囲で償還督促を行うことにより督促を継続。
E	不能欠損対象	①時候要因の発生から10年が経過し、今後も納入の見込みが立たず、時効援用が申し立てられる可能性のあるもの ②債務者のすべてが、免責等により債務が消滅したもの	①定期的に債務者等の状況を確認。 ②不能欠損協議。

12 負担金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

(平成28年3月31日現在)

(単位:円)

予算科目 (目)	予算令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月日	支出金額	支出の根拠 法令 名等(規約、 要綱 等を含む)	備考
身体障害者福祉費 (支出額が10万円未満 のもの)	7,000					7,000		文書ID15- 00070271
目 計	7,000					7,000		
知的障害者福祉費 (支出額が10万円未満 のもの)	8,000					8,000		文書ID15- 00065525
目 計	8,000					8,000		
合 計	15,000					15,000		

② 単 県 分

（単位：円）

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算 払 精算 払 の別	支出年月 日	金 額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
鳥取県多子世帯保育料軽減子育て支援事業費補助金 (平成6年度創設、平成21年度名称改正) 第3子以降の保育料軽減を行う市町村に対する補助金	倉吉市	一部	74,357,380	—	—		概算払 概算払	H27.12.11 H28.3.4	16,523,000 8,262,000	文書ID 15- 00143885
			(補助率: 1/3)	H27.9.30	—	—				
			24,785,000	H27.11.24		計				
	湯梨浜町	一部	33,072,270	—	—		概算払 概算払	H27.12.11 H28.3.4	7,349,000 3,675,000	
			(補助率: 1/3)	H27.9.30	—	—				
			11,024,000	H27.11.24		計				
	琴浦町	一部	30,097,720	—	—		概算払 概算払	H27.12.11 H28.3.4	6,688,000 3,344,000	
			(補助率: 1/3)	H27.9.18	—	—				
			10,032,000	H27.11.24		計				
	北栄町	一部	27,295,910	—	—		概算払 概算払	H27.12.11 H28.3.4	6,065,000 3,033,000	
			(補助率: 1/3)	H27.9.28	—	—				
			9,098,000	H27.11.24		計				
鳥取県低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金 (平成14年度)	倉吉市	一部	31,304,777	—	—		概算払 概算払	H27.11.6 H28.3.1	10,426,000 5,214,000	文書ID 15- 00142920
			(補助率: 1/2)	H27.8.31	—	—				
			15,640,000	H27.10.8		計				
1歳児に対し、担当する保育士等の加配を行う市町村に対する補助金	三朝町	一部	2,836,350	—	—		概算払 概算払	H27.11.6 H28.3.1	906,000 511,000	
			(補助率: 1/2)	(H27.8.27) H28.1.14	—	—				
			1,417,000	(H27.10.8) H28.1.27		計				
	湯梨浜町	一部	9,546,768	—	—		概算払 概算払	H27.11.6 H28.3.1	3,180,000 1,591,000	
			(補助率: 1/2)	H27.8.31	—	—				
			4,771,000	H27.10.8		計				
	琴浦町	一部	6,964,650	—	—		概算払 概算払	H27.11.6 H28.3.1	2,272,000 1,207,000	
			(補助率: 1/2)	H27.8.27	—	—				
			3,479,000	H27.10.8		計				
	北栄町	一部	9,192,150	—	—		概算払 概算払	H27.11.6 H28.3.1	3,000,000 1,593,000	
			(補助率: 1/2)	H27.8.21	—	—				
			4,593,000	H27.10.8		計				
保育サービス多様化促進事業費補助金 (平成12年度)	倉吉市	一部	24,250,050	H27.6.29 H27.12.1 (H27.8.27)			概算払 概算払	H27.10.16 H28.2.19	7,638,000 4,486,000	文書ID 15- 00138654
			(補助率: 1/2)	H28.1.5 (H27.9.7)						
			12,124,000	H28.1.20		計				
障がい児保育、乳児保育を実施する市町村に対する補助金	三朝町	一部	3,564,000	H27.6.25	—		概算払 概算払	H27.10.16 H28.2.19	1,188,000 594,000	
			(補助率: 1/2)	H27.8.27	—	—				
			1,782,000	H27.9.7		計				

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算 払 精算 払 の別	支出年月 日	金 額		
				交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日					
	湯梨浜町	一部	13,222,440	H27.6.29	—	—	概算払 概算払	H27.10.16 H28.2.19	4,407,000 2,204,000		
			(補助率: 1/2)	H27.8.31	—	—					
			6,611,000	H27.9.7			計	6,611,000			
	琴浦町	一部	18,425,880	H27.6.29	—	—	概算払 概算払	H27.10.16 H28.2.19	6,141,000 3,071,000		
			(補助率: 1/2)	H27.8.27							
			9,212,000	H27.9.7			計	9,212,000			
	北栄町	一部	23,537,250	H27.6.26	—	—	概算払 概算払	H27.10.16 H28.2.19	7,722,000 4,046,000		
			(補助率: 1/2)	H27.12.3 (H27.8.26)	—	—					
				H28.1.4 (H27.9.7)							
			11,768,000	H28.1.20			計	11,768,000			
	鳥取県災害遺児手当 支給事業費補助金 (昭和48年度)	倉吉市	一部	380,000	—	—	—				文書ID 15- 00042408
				(補助率: 1/2)	H27.6.16	—	—				
190,000				H27.6.19			計				
災害遺児について手 当を支給する市町村 に対する補助金	北栄町	一部	110,000	—	—	—				文書ID 15- 00049679	
			(補助率: 1/2)	H27.6.29	—	—					
			55,000	H27.7.7							計
鳥取県第3子以降保育 料無償化事業費補助金 (平成27年度創設)	倉吉市	一部	69,035,240	—	—	—	概算払 概算払	H27.12.4 H28.3.8	23,011,000 11,506,000	新規 文書ID 15- 00145806	
			(補助率: 1/2)	H27.9.30	—	—					
			34,517,000	H27.11.18			計	34,517,000			
	同一世帯の第3子以 降の児童に係る保育 料を無償とする市町 村に対する補助金	湯梨浜町	一部	32,891,375	—	—	—	概算払 概算払	H27.12.4 H28.3.8	10,963,000 5,482,000	
				(補助率: 1/2)	H27.9.30	—	—				
				16,445,000	H27.11.18			計	16,445,000		
	同一世帯の第3子以 降の児童に係る保育 料を無償とする市町 村に対する補助金	琴浦町	一部	25,122,420	—	—	—	概算払 概算払	H27.12.4 H28.3.8	8,374,000 4,187,000	
				(補助率: 1/2)	H27.9.18	—	—				
				12,561,000	H27.11.18			計	12,561,000		
		北栄町	一部	24,052,555	—	—	—	概算払 概算払	H27.12.4 H28.3.8	8,017,000 4,009,000	
	(補助率: 1/2)			H27.9.28	—	—					
	12,026,000			H27.11.18			計	12,026,000			
鳥取県産休等代替職 員費補助金 (平成17度)	倉吉市上灘町 41-1		90,000	—	—	H27.6.15	精算払	H27.6.23	90,000	文書ID 15- 00039061	
	(補助率: 単価制)		H27.4.10	—	—						
	社会福祉法人 うわなだ福祉会		90,000	H27.4.13	H27.6.8	H27.6.15	計	90,000			
児童福祉施設等の職 員が、出産または傷 病のため長期休暇を 必要とする場合、代 替職員を臨時的に任 用する経費に対する 補助金	倉吉市福庭854	学校法人 藤田学院	630,000	—	—	H27.7.27	概算払 精算払	H27.5.12 H27.8.4	450,000 180,000	文書ID 15- 00059896	
			(補助率: 単価制)	H27.4.24	—	—					
			630,000	H27.4.24	H27.7.17	H27.7.27	計	630,000			
	倉吉市みどり町 3180	社会福祉法人 ひまわり福祉会	450,000	—	—	H27.9.25	概算払 精算払	H27.5.22 H27.10.2	360,000 90,000	文書ID 15- 00087705	
			(補助率: 単価制)	H27.5.8	—	—					
			450,000	H27.5.12	H27.9.15	H27.9.25	計	450,000			

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
			補助率及び 補助金額	交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算 払 精算 払 の別	支出年月 日	金 額	
				交付決定 年月日	実績報告 年月日	審 査・実地 調査年月日				
倉吉市東昭和町 177-1	社会福祉法人 わかば福祉会		540,000	-	-	H27.7.13	概算払 精算払	H27.6.5 H27.7.22	360,000 180,000	文書ID 15- 00052945
			(補助率:単価制)	H27.5.7	-	-				
			540,000	H27.5.27	H27.7.7	H27.7.13	計		540,000	
倉吉市福吉町 1376-6	学校法人 淳心学院		360,000	-	-	H27.11.30	概算払 精算払	H27.6.2 H27.12.11	270,000 90,000	文書ID 15- 00117779
			(補助率:単価制)	H27.5.14	-	-				
			360,000	H27.5.25	H27.11.25	H27.11.30	計		360,000	
北栄町			1,260,000	-	-	H27.11.6	概算払 精算払	H27.6.12 H27.11.17	990,000 270,000	文書ID 15- 00107027
			(補助率:単価制)	H27.5.25	-	-				
			1,260,000	H27.6.2	H27.11.2	H27.11.6	計		1,260,000	
倉吉市			450,000	-	-	H27.7.16	概算払	H27.6.12	450,000	文書ID 15- 00054035
			(補助率:単価制)	H27.5.26	-	-				
			450,000	H27.6.2	H27.7.8	H27.7.16	計		450,000	
湯梨浜町			360,000	-	-	H27.10.14	概算払 精算払	H27.6.19 H27.10.23	270,000 90,000	文書ID 15- 00095838
			(補助率:単価制)	H27.5.29	-	-				
			360,000	H27.6.5	H27.10.8	H27.10.14	計		360,000	
琴浦町赤碕 1867-8	社会福祉法人 赤碕保育園		900,000	-	-	H28.2.4	概算払 精算払	H27.7.21 H28.2.19	720,000 180,000	文書ID 15- 00147571
			(補助率:単価制)	H27.6.29	-	-				
			900,000	H27.7.3	H28.1.29	H28.2.4	計		900,000	
倉吉市上灘町 41-1	社会福祉法人 うわなだ福祉会		450,000	-	-	-	概算払	H27.8.14	360,000	文書ID 15- 00064684
			(補助率:単価制)	H27.8.3	-	-				
			450,000	H27.8.6	-	-	計		360,000	
倉吉市上井 781-1	社会福祉法人 倉吉東福祉会		360,000	-	-	H28.2.3	概算払 精算払	H27.10.6 H28.2.9	270,000 90,000	文書ID 15- 00146271
			(補助率:単価制)	H27.9.25	-	-				
			360,000	H27.9.28	H28.1.25	H28.2.3	計		360,000	
琴浦町徳万 254-6	一般財団法人 みどり保育園		270,000	-	-	H28.2.12	概算払	H27.10.13	270,000	文書ID 15- 00151177
			(補助率:単価制)	H27.9.29	-	-				
			270,000	H27.10.2	H28.2.9	H28.2.12	計		270,000	
北栄町			360,000	-	-	-	概算払	H28.1.8	180,000	文書ID 15- 00130047
			(補助率:単価制)	H27.12.21	-	-				
			360,000	H27.12.24	-	-	計		180,000	
単 県 分 計									208,095,000	
表の補足説明	1 「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の()書きは、変更のあるものの当初の年月日である。 2 翌年度繰越分の期間・繰越事業費を「備考」欄に記載する場合の()書きは補助金相当額である。									

(3) 交付金

注 様式及び記載要領は「(1)負担金」に準ずること。

(4)委託料

(平成28年3月31日)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単別の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約保証 金納付等 年月日)	完了 年月日	支出の状況			備考
				予定価格	(契約年月日)	契約期間			支出区分	支出 年月日	金額	
					契約額							
				変更契約(最終)					契約形態	履行検査 年月日		
児童措置費	国補	母子生活支援施設措置委託料	(福)倉吉東福祉会 〔倉明園〕	児童入所施設措置費	(27.4.1) 厚生労働省の定める支弁基準	~ H27.4.1 H28.3.31	(免除)	H28.3.31			概/精	27.4.14外
					()	-	随	H27.4.6外				
目 計											4,398,955	
公衆衛生 総務費	国補	原爆被爆者 健康診断委託	(公)鳥取県 中部医師会	-	(H27.5.21) 5,292円/件 外	~ H27.5.21 H28.3.31	(免除)	H28.3.30	精	H27.6.16 外	458,428	文書ID 15-00024869 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号:特定のものでな ければ納入すること ができない。
					()		随	H27.6.10外				
目 計											458,428	
結核対策費	国補	結核患者及び接 触者健康診断委 託	藤井政雄 記念病院外	-	(H27.4.1) 8,359円/件 外	~ H27.4.1 H28.3.31	(免除)	H28.3.31	精	H27.5.14 外	1,589,721	文書ID 14-00177248 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号:特定のものでな ければ納入すること ができない。
					()		随	H27.5.8外				
目 計											1,589,721	
特定疾患 対策費	国補	在宅人工呼吸器 使用特定疾患患 者訪問看護治療 研究事業委託	(医)清和会 訪問看護ステ ーションせいわ外	-	(H27.4.1) 8,450円/件外	~ H27.4.1 H28.3.31	(免除)	H28.3.31	精	H27.5.18 外	3,715,500	文書ID 14-00180677 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号:特定のものでな ければ納入すること ができない。
					(H27.4.1) 19,000円/日	~ H22.11.15 H28.3.31	(免除)	H28.3.31				
特定疾患 対策費	国補	在宅難病患者一 時入院支援事業 委託	県立厚生病院外	-	(H27.4.1) 19,000円/日	~ H22.11.15 H28.3.31	(免除)	H28.3.31	精	H27.7.23 外	418,000	(健康政策課起案) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号:特定のものでな ければ納入すること ができない。
							随	H27.7.15 外				
目 計											4,133,500	
予防費	国補	風しん抗体価検 査業務委託	(公)鳥取県 中部医師会	-	(H27.4.1) 5,250円/件他	~ H27.4.1 H28.3.31	(免除)	H28.3.31	精	H27.5.14 外	221,100	文書ID 15-00003225 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号:特定のものでな ければ納入すること ができない。
					()		随	H27.5.7外				
目 計											221,100	
生活習慣病予防 対策費 (予定価格が20万 円未満のもの)											88,269	
目 計											88,269	
保健所費 (予定価格が20万 円未満のもの)											8,640	
目 計											8,640	
合 計											10,898,613	

13 工事請負額調べ 該当なし

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成28年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購入額	使用額		
郵便切手及び郵便はがき	円 76,160	円 41,820	円 91,010	円 26,970	
収入印紙				0	
収入証紙				0	
タクシークーポン券				0	
鉄道プリペイドカード				0	
合 計	76,160	41,820	91,010	26,970	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成28年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末	備 考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
61 枚	0 枚	7 枚 90,180	54 枚	

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物品

(平成28年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先 住氏名	使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料				
赤ちゃん(沐浴)人形	3セット		H27.6.8~ H27.6.9	月額・年額 0	0	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬535 湯梨浜町立羽合小学校 校長 寺谷 英則	湯梨浜町立湯梨浜小学 校	5年生 総合的な学習の時間 「人間関係構築力を学ぶ赤 ちゃん登校日学習」で使用	
妊娠シミュレーター	3セット		H27.9.25~ H27.10.9	月額・年額 0	0	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬535 湯梨浜町立羽合小学校 校長 寺谷 英則	湯梨浜町立湯梨浜小学 校	5年生 総合的な学習 妊婦疑似体験で使用	
スモーカーライザー	1セット		H27.10.29~ H27.11.6	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町健康推進課 伊垢離 順紅	北栄町大栄農村環境改 善センター	11月3日生活習慣病予防講 演会体験コーナーで使用	
赤ちゃん(沐浴)人形	4セット		H27.11.11~ H27.11.18	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿213 北栄町立大栄小学校 校長 小林 研志	北栄町立大栄小学校	いのちの学習で使用	
妊娠シミュレーター	3セット		H27.12.3~ H27.12.7	月額・年額 0	0	東伯郡北栄町由良宿818-8 学校法人中央高等学園 中央高等学園専修学校 校長 阪本洋介	中央高等学園専修学校	教育講演会「未来のバハマ 育み教室」で生徒が妊婦体験 をするため	
妊娠シミュレーター	1セット		H27.12.15~ H27.12.18	月額・年額 0	0	東伯郡琴浦町佐崎16 琴浦町立船上小学 校長 中本 久美子	琴浦町立船上小学	2年生「おへそひみつ」の学 習で使用するため。	
赤ちゃん(沐浴)人形	4セット			月額・年額 0	0				

※全て略式貸し付け

16 借受不動産明細調べ 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1)職員住宅 該当なし

(2)職員駐車場 該当なし

18 自動車(二輪を除く)の管理状況調べ

(平成28年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本年度		備考
					車検年月 日	修理費等	
患者輸送車	H22	鳥取800 さ5456	H22.3.25	2,144 km	H28.3.7	147,000 円	・車検費用(95,808円) ・6ヶ月点検(4,536円) ・バッテリー交換(46,656円)
合計		1台				147,000	

19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成28年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用 年数	取得価格 円	不用決定年月日	不用とする理由	売払 棄却 の別	売払方法・棄却理由	処分 年月日	売払額 円	備考
乳幼児体重計	1	S61.2.27	5	98,000	H.27.9.18	耐用年数を過ぎ、使用不可	売却	耐用年数を過ぎ、使用不可	H27.12.16	2,800	
合計	2			261,770						8,400	

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個数
H27.12.16	・有 無		

2.2 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未指定 件数 (A)	当年度 指 定 申 請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度 指定申 請の却 下件数 (C)	当年度 廃止等 (D)	未指定 件 数 (E)	年 度 末 指 定 件 数				
							H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度 (A+B-C -D-E+F)
①訪問介護(ホームヘルプサービス)		1	1(1)		4		31	31	31	31	28
②訪問入浴介護			()				3	3	3	3	3
③訪問看護		2	2(2)				7	7	7	9	11
④訪問リハビリテーション		1	1(1)				1	1	2	2	3
⑤居宅療養管理指導			()				0	0	0	2	2
⑥通所介護(デイサービス)		2	2(2)		3		45	45	46	48	47
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			()				4	3	3	0	0
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			()				8	8	10	10	10
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			()								
⑩特定施設入居者生活介護			()				2	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業			()				8	9	8	8	8
⑫特定福祉用具販売			()				7	7	7	7	7
⑬居宅介護支援事業			()				42	42	42	40	40
計(介護給付)		6	6(6)		7		158	158	161	162	161
⑭介護予防訪問介護		1	1(1)		4		31	31	31	32	29
⑮介護予防訪問入浴介護			()				1	2	2	2	2
⑯介護予防訪問看護		2	2(2)				7	7	7	9	11
⑰介護予防訪問リハビリテーション		1	1(1)				1	1	2	2	3
⑱介護予防居宅療養管理指導			()				0	0	0	2	2
⑲介護予防通所介護		2	2(2)		3		46	46	47	49	48
⑳介護予防通所リハビリテーション			()				3	0	0	0	0
㉑介護予防短期入所生活介護			()				8	8	10	10	10
㉒介護予防短期入所療養介護			()								
㉓介護予防特定施設入居者生活介護			()				2	2	2	2	2
㉔介護予防福祉用具貸与			()				7	8	8	8	8
㉕特定介護予防福祉用具販売			()				7	7	7	7	7
計(予防給付)		6	6(6)		7		113	112	116	123	122
【居宅サービス】											
小 計		12	12(12)		14		271	270	277	285	283
26介護老人福祉施設			()				6	6	7	7	7
27介護老人保健施設			()				9	9	12	13	13
28介護療養型医療施設			()				1	1	1	0	0
【施設サービス(介護給付)】											
小 計			()				16	16	20	20	20
合 計		12	12(12)		14		287	286	297	305	302

注 (1) 介護保険法のみなし規定によるのみなし事業所は除くこと。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- ①新規開設事業所（平成26年度新規事業所のうち前年度未実施及び平成27年度新規事業所） 9件
- ②その他（昨年度指摘事項が多い、市町からの情報提供、内部告発等） 6件

* 当年度重点指導事項

- ①基準に沿った介護報酬の算定・請求の実施
- ②人員基準の遵守について
- ③介護計画等の説明、同意、交付について
- ④虐待や身体拘束の防止のための取組状況について
- ⑤利用者の安全確保のための非常災害対策の確認について
- ⑥会計処理（事業ごとの会計区分等について）

（単位：施設、件）（平成28年3月31日現在）

区分	指導		改善指導事項 施設数	件数	主な指導事項の概要
	施設数	件数			
実地指導	46	44	135	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅・通所・訪問サービス計画等を適正に作成すること（14件） ・ サービス提供等の記録を適正に行うこと（15件） ・ 従業者の配置を明確にするなど、管理を適正にすること（15件） ・ 会計の区分等適正に行うこと（2件） ・ 居宅サービス計画に基づいたサービスを提供すること（12件） ・ 変更届出等を適正に行うなど、法令等遵守体制の整備をすること（2件）
集団指導	58	—	—	—	（訪問介護事業者に対する、平成27年度介護報酬改定・指定基準改正についての説明及び実地指導で指導した事項の説明）
実地検査による監査	1	1	13	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的かつ計画的な居宅サービス利用のため、適正な介護報酬の請求を行うこと（4件） ・ 居宅介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、適正に説明等を行うこと（2件） ・ 居宅介護サービスの提供に当たっては、法令等を遵守すること（4件）

2.3 障害福祉サービス事業等の状況

(1) 指定障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未指定 件数 (A)	当年度 指 定 申 請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度 指定申 請の却 下件数 (C)	当年度 廃止等 (D)	未指定 件 数 (E)	年 度 末 指 定 件 数				
							H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度 (A+B-C- -D-E+F)
①居宅介護		1	1 (1)				21	22	22	22	23
②重度訪問介護			()				20	21	21	21	21
③同行援護			()				8	9	9	9	9
④行動援護			()				6	7	7	7	7
⑤療養介護			()								
⑥生活介護	1		()				3	4	5	5	6
⑦短期入所			()				9	11	11	14	14
⑧重度障害者等包括支援			()								
⑨共同生活介護			()				6	7	7	-	-
⑩自立訓練 (機能訓練)			()								
⑪自立訓練 (生活訓練)			()				1	1	1	1	1
⑫就労移行支援			()				5	5	6	5	5
⑬就労継続支援 A 型			()				3	3	4	5	5
⑭就労継続支援 B 型			()				14	15	16	16	16
⑮共同生活援助			()				4	5	5	8	8
計 (指定障害福祉サービス事業者)	1	1	1 (1)				100	110	114	113	115
⑯一般相談支援			()				4	2	2	2	2
計 (指定一般相談支援事業者)			()				4	2	2	2	2
合 計	1	1	1 (1)				104	112	116	115	117

※ ①居宅介護、③同行援護、④行動援護、⑦短期入所、⑧重度障害者等包括支援のサービスは、障がい児も支援の対象となる。

※ ⑨共同生活介護は、平成26年度に⑮共同生活援助に統合された。

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

- 3年に1回（障害者支援施設は2年に1回）実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。
 - ・ 過去2年実地指導を行っていない事業所
 - ・ 平成26年度に新規指定した事業所
 - ・ 平成26年度の実地指導において文書による指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所

* 当年度重点指導事項

【平成27年度指定障害福祉サービス事業者等指導監査における県内共通の指導方針】

- ① 虐待防止に係る取り組み状況について
- ② 防火・防災対策について
- ③ 個別支援計画の作成及び見直しに係る適切なアセスメント等の実施について
- ④ サービスの自己評価の実施及びその周知について
- ⑤ サービス提供記録等の整備・保存、各種加算を含む自立支援給付費の適正な請求及び管理者等の点検の徹底について

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	38	20	33	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善を確認した。 ・ 従業員の員数 (1件) ・ 連絡調整 (1件) ・ サービスの提供の記録 (2件) ・ 計画の作成 (書類の交付) (14件) ・ 非常災害対策 (2件) ・ 秘密保持等 (1件) ・ 会計の区分 (2件) ・ 変更の届出 (2件) ・ 給付費の算定及び取扱い (8件)
集団指導	39 (法人数)	—	—	平成28年3月17日(木) 中部総合事務所講堂で開催。 ・ 中部管内で指定障害福祉サービス等を提供している全法人(77人)が受講。 ・ 内容 (1) 労働時間管理の注意点、労働災害防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (3) 平成27年度障害福祉サービス事業者等実地指導の指摘事項 (4) 運営等の基準及び報酬算定の留意事項
監査	1	0	0	虐待事案に係る立入調査を行った。 ・ 利用者保護や再発防止策などが適正に実施されており指導事項なし。

(3) 指定障害児通所支援事業者の指定等の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未指定 件数 (A)	当年度 指 定 申 請 (B)	現地調査 (申請内数)	当年度 指定申 請の却 下件数 (C)	当年度 廃止等 (D)	未指定 件 数 (E)	年 度 末 指 定 件 数				
							H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 (F)	H27 年度 (A+B-C -D-E+F)
①児童発達支援			()						4	4	4
②医療型児童発達支援			()						1	1	1
③放課後等デイサービス	1		()						3	4	5
④保育所等訪問支援			()						1	1	1
計(指定障害児通所支援事業者)	1		()						9	10	11
合 計	1		()						9	10	11

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(4) 指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

○毎年一般監査を実施するが、前年度の実施による一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による一般監査を行うこととした。

・平成27年度は3施設に対して実施による一般監査を、他の2施設に対しては書面による一般監査を実施した。

(補足) 上記(3)①~④を一体的に実施する施設(多機能型)があるので上記事業者数と施設数は一致しない。

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指 導 施設数	改善指 導事項 施設数	事 項 件 数	主 な 指 導 事 項 の 概 要
一般監査	3	1	1	以下の点検項目に不備があり、文書指摘し改善方針を確認した。 ・定員超過利用(1件)
特別監査	なし			

24 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）（単位：件）（平成28年3月31日現在）

区分	相談取扱件数	相談形態				相談内容				平成27年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	メール	病気・精神衛生	DV	ひきこもり	その他	
H23年度	674	278	106	290		310	106	120	138	
H24年度	702	227	62	256	157	237	90	216	159	
H25年度	627	173	103	200	151	196	112	208	111	
H26年度	640	177	73	240	150	174	180	192	94	
H27年度	817	216	115	353	133	300	96	182	239	

- 注 (1) 相談取扱件数は、延べ件数を記載すること。
 (2) 相談内容は、主なもの（上位3項目）について記載すること。
 (3) 相談事業を実施している保健局は記載すること。

25 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況（単位：件）（平成28年3月31日現在）

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H23年度	488	525	64	3,165	1,490	5,732
H24年度	466	517	73	3,155	1,531	5,742
H25年度	450	517	67	3,123	1,539	5,696
H26年度	447	495	70	3,027	1,505	5,544
H27年度	448	484	67	2,964	1,503	5,466

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況（単位：人、件）（平成28年3月31日現在）

手当区分	前年度末受給者数(人) A	本年度中(人)											差引現在受給者数 A+B-C +D-E + F-G (人)	支給額 (円)	
		前年度未処理件数	受付件数	内訳			喪失件数 C	停止解除 D	停止中		その他				
				認定件数 B	却下件数	未処理件数			停止開始 E	喪失 F	転入 G	転出			
特別障害者手当	7	0	2	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	6	1,854,720
障害児福祉手当	6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	1,024,000
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	0	2	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	10	2,878,720

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況（単位：件）（平成28年3月31日現在）

区分	A（重度）		B（中・軽度）		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H23年度	51	330	91	503	975
H24年度	51	328	93	500	972
H25年度	49	333	107	549	1,038
H26年度	44	326	124	566	1,060
H27年度	38	330	122	593	1,083

イ 当年度の療育手帳交付等内訳 (単位：件) (平成28年3月31日現在)

区 分		前年度末 現 在	年 度 中 の 移 動 内 訳			年 度 中 の 変 更		当年度末 現 在
			新規交付	転 入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度	
A (重 度)	18歳未満	44	2	0	0	-13	+2	35
	18歳以上	326	0	1	3	+13	0	337
B (中・軽度)	18歳未満	124	16	0	0	-17	-4	119
	18歳以上	566	11	2	4	+17	0	592
計		1,060	29	3	9			1,083

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況 (単位：件、人)

区 分	通 報 届 出 件 数	入院患者数		自立支援 医療(精 神通院) 受給者証 所持者数	手 帳 所 持 者 数
		措置 入院	医療 保護 入院		
H23年度	14	4	117	2,222	932
H24年度	21	2	133	2,394	980
H25年度	14	1	130	2,541	1,039
H26年度	11	2	157	2,725	1,107
H27年度	17	1	169	2,915	1,184

(平成28年3月31日現在)

イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位：人、事業所) (平成28年3月31日現在)

区 分	面 接 相 談		電 話 相 談		訪 問 指 導		社 会 適 応 訓 練 状 況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委 託 事業所数	利 用 者 数	
								実人員	延人員
H23年度	21	59	68	151	25	74	0	0	0
H24年度	41	101	60	133	18	59	0	0	0
H25年度	31	57	55	98	24	88	0	0	0
H26年度	31	66	56	110	22	61	0	0	0
H27年度	46	94	62	229	31	94	0	0	0

26 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・届出保育施設等）」「同（児童福祉行政・児童入所施設・母子生活支援施設・児童館）」に基づき、下記の頻度で実地監査等を実施した。

【実地監査】

①公立保育所（公設民営を含む）、公立幼保連携型認定こども園、公立児童館……3年に1回

②私立保育所、私立幼保連携型認定こども園、私立児童館……2年に1回

③児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。

ただし、平成26年度実施監査で重大な指摘をした施設又は指摘数の多い施設に対しては、実施する。

【書面監査】

実地監査を実施しない施設に対して実施する。

* 当年度重点指導事項

○児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

- ・災害等非常時に備えた対応（家具類の転倒防止策、消火訓練の実施、連絡体制の掲示）
- ・食物アレルギー等への対応
- ・調理、調乳における衛生管理の対応（調理室の温度管理、調乳室でのエプロン着用）
- ・利用者、家族等の個人情報取り扱いの確認（保育士等を退職した後への備え等）
- ・施設の運営に係る重要事項について規程が設けられているか。（施設の目的及び運営方針等）
- ・職員配置状況の確認（保育士が2名以上確保されているか等）

○児童福祉施設における財務管理状況の確認<私立保育所、私立児童館のみ>

- ・運営費の使途（簿外経理の有無）
- ・経理規程にそった会計処理（現金収入の金融機関への預入れ）
- ・保育所運営費の弾力運用の有無と整合性（弾力運用の方法が適正か）

（単位：施設、件）（平成28年3月31日現在）

区分	保育所					幼保連携型認定こども園					児童館					市町村指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数		施設数	実施件数		指導件数			
		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		実地	書面	施設数	件数		
倉吉市	23 (13)	12 (8)	11 (5)	18 (13)	137 (119)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	3 (3)	36 (36)	10 (3)	4 (2)	6 (1)	1 (0)	1 (0)	○	・重要事項に関する規程を整備すること。（保育所=10件、幼保連携型認定こども園=7件） ・あらゆる想定の不審者対応訓練を行うこと。（保育所=14件、幼保連携型認定こども園=1件） ・職員の自己評価を行うこと。（保育所=4件、幼保連携型認定こども園=1件）
三朝町	3	1	2	3	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
湯梨浜町	2 (1)	2 (1)		2 (1)	19 (14)	6	2	4	6	19	2	2	—	2	4	○	
琴浦町	9 (2)	4 (1)	5 (1)	5 (2)	33 (20)	—	—	—	—	—	2	—	2	0	0	○	
北栄町	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	18 (18)	4	2	2	2	18	1	—	1	0	0	○	
計	39 (18)	20 (11)	19 (7)	30 (18)	227 (171)	13 (3)	6 (2)	7 (1)	11 (3)	73 (36)	15 (3)	6 (2)	9 (1)	3 (0)	5 (0)	5	

注 「市町村指導の有無」欄は、指導を実施した市町村に「○」を記入すること。

(2) 母子世帯の施設入所状況

（単位：世帯、人）（平成28年3月31日現在）

施設の 種類	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	倉明園	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	
計		1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	

注 () 内の数値は人数を記入すること。

(2) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成28年3月31日現在)

区分	貸付状況						償還状況						貸付不承認人数 A-B	本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))	回収率 (D/C)%		
	新規分		継続分		貸付実行 合計		本年度貸付		本年度償還		本年度の調定等の内訳							
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)	人数	金額 (E)	人数	金額 (F)						
事業開始資金																		
事業継続資金																		
修学資金	4	8,688,000	4	8,688,000	4	2,808,000	18	9,380,400	22	12,188,400								
高校																		
短大・専修(専門)	2	2,544,000	2	2,544,000	2	1,272,000	6	3,404,400	8	4,676,400								
大学	2	6,144,000	2	6,144,000	2	1,536,000	7	4,596,000	9	6,132,000								
専修(一般)																		
技能習得資金	2	507,000	2	507,000	2	507,000			2	507,000								
修業資金									1	255,000								
就職支度資金																		
医療介護資金																		
生活資金	2	699,000	2	699,000	2	699,000			2	699,000								
住宅資金																		
転宅資金																		
就学支度資金																		
高校																		
短大・専修(専門)																		
大学																		
結婚資金																		
合計	8	9,894,000	8	9,894,000	8	4,014,000	19	9,635,400	27	13,649,400								
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		収入済額 (D)		不納欠損額 (E)		償還免除額 (F)		本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)		本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))		回収率 (D/C)%	
元金	139,754,985		13,649,400		5,927,341		1,353,312		0		0		4,574,029		0		22.83	
現年度分					17,444,410		15,104,359		0		0		2,340,051		0		86.59	
小計	139,754,985		13,649,400		23,371,751		16,457,671		0		0		6,914,080		135,959,975		70.42	
利息					65,519		9,970		0		0		55,549		0		15.22	
現年度分					11,150		8,825		0		0		2,325		0		79.15	
小計	139,754,985		13,649,400		76,669		18,795		0		0		57,874		0		24.51	
合計	139,754,985		13,649,400		23,448,420		16,476,466		0		0		6,971,954		135,959,975		70.27	
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)や本年度末償還期未到来分(A+B-C)の額と「15 財産に関する調べ(3) 債権」に記載された額に差がある場合(本年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。																	

注 違約金(延滞金)は含まない。

(3) 父子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成28年3月31日現在)

区分	貸付状況						貸付実行合計 人数 (C+D) 金額	貸付不承認人数 A-B	本年度未償還 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))	回収率 (D/C)%
	新規分		継続分		本年度貸付 人数 (D)	本年度貸付 金額 (D)					
	貸付申込 人数 (A)	貸付決定 人数 (B)	貸付決定 人数 (C)	貸付決定 金額 (C)							
事業開始資金											
事業継続資金											
修学資金											
高校											
短大・専修(専門)											
大学											
専修(一般)											
技能習得資金											
修業資金											
就職支度資金											
医療介護資金											
生活資金											
住宅資金											
転宅資金											
就学支度資金	1	240,000	1	240,000	1	240,000	1	240,000			
高校											
短大・専修(専門)	1	240,000	1	240,000	1	240,000	1	240,000			
大学											
結婚資金											
合計	1	240,000	1	240,000	1	240,000	1	240,000			
区分	前年度末貸付残高 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		償還免除額 (F)	本年度未償還 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))	回収率 (D/C)%	
	人数	金額	人数	金額	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)					
元金										#DIV/0!	
現年度分										#DIV/0!	
小計				240,000					240,000	#DIV/0!	
利息										#DIV/0!	
現年度分										#DIV/0!	
小計										#DIV/0!	
合計				240,000					240,000	#DIV/0!	
その他	本年度貸付額(B)と調書作成日現在の支出額に差がある場合(前年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)や本年度未償還期未到来分(A+B-C)の額と「15 財産に関する調べ(3) 債権」に記載された額に差がある場合(本年度の貸付が出納整理期間に実行された場合)は、その額とその理由を記載してください。										

注 違約金(延滞金)は含まない。

(4) 募福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) (平成28年3月31日現在)

区分	新 規 分				借 付 状 況				貸付不承認人数 A-B	
	貸付申込 (A)		貸付決定 (B)		借付実行 合計 (C+D)		継続分 当年度貸付 金額 (D)	本年度貸付 金額 (C)		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額				
事業開始資金										
事業継続資金										
修学資金	1	1,272,000	1	1,272,000	1	636,000	1	594,000	2	1,230,000
高校										
短大・専修(専門)										
大学	1	1,272,000	1	1,272,000	1	636,000	1	594,000	2	1,230,000
専修(一般)										
技能習得資金										
修業資金										
就職支度資金										
医療介護資金										
生活資金										
住宅資金										
転宅資金										
就学支度資金										
高校										
短大・専修(専門)										
大学										
結婚資金										
合 計	1	1,272,000	1	1,272,000	1	636,000	1	594,000	2	1,230,000
区分	前年度未償還期末 到来分 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		償還免除額 (F)	本年度未 収入未済額 (C-D-E-F)	本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(現年度分))	回収率 (D/C)%
	人数	金額	人数	金額	収入済額 (D)	不納欠損額 (E)				
元金										
過年度分										
現年度分										
小 計										
利息										
過年度分										
現年度分										
小 計										
合 計										
そ の 他										

28 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況

(単位：件、人) (平成28年3月31日現在)

区分	月平均 町村 ヶース 数	前年度 繰越件 数	申請等の処理			年度末 未処理 件数			
			申請 受理	却下 取下げ	申請 開始		廃止 人員		
H23年度	148	0	31	5	25	38	24	35	1
H24年度	32	1	12	1	11	13	8	9	1
H25年度	36	1	9	2	7	12	8	8	1
H26年度	34	1	8	1	6	9	5	6	1
H26年度	35	1	8	2	7	9	5	7	0

・ 当事務所現業員 (1) 人

(2) 保護の状況

(単位：円、人) (平成28年3月31日現在)

区分	被保護 世帯数	被保護 人員	保護 費	扶 助 の 内 訳						そ の 他						
				生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助				
				金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員			
H23年度	148	209	129,429,974	80,114,531	2,209	21,123,337	1,401	1,760,994	135	1,922,414	1,932	311,856	474	23,165,409	144	
H24年度	32	41	29,440,412	13,863,607	424	6,778,729	362	121,144	12	381,270	424	71,700	86	7,832,199	48	
H25年度	36	48	31,443,769	15,120,216	500	7,810,624	388	288,399	24	390,699	531	110,320	115	7,568,911	47	
H26年度	34	50	32,484,837	17,407,838	549	7,194,790	385	521,342	30	400,962	532	14,580	140	6,279,000	36	
H27年度	35	51	32,310,077	17,451,011	497	6,884,463	406	573,582	34	476,670	559	140,240	116	6,603,828	36	
																180,283

注 (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」及び「保護率」は、当年度4月1日から監査調査作成基準日までの1ヶ月の平均値を記載すること。

なお、扶助の内訳の人員は、延べ人数。

(2) 「保護率」は、当該年度の10月1日現在の管内推計人口に対する千分比を記載すること。

(3) 「その他」の欄は、出産、生業、葬祭扶助及び施設事務費を記載すること。

29 社会福祉施設に対する指導監査の状況

(1) 老人福祉施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区分	対象施設
特別養護 老人ホーム	①介護保険法上の指導・監査の結果、特に重大な運営上の問題点等が認められた施設 ②近年実地監査を実施していない施設 ③その他、実地監査の必要が認められた施設
養護 老人ホーム	①前年度書面監査を実施した施設 ②前年度実地監査を実施した施設のうち、不備等問題の多かった施設 ③その他、実地監査の必要が認められた施設
	上記の実地監査以外の施設
軽費 老人ホーム	①前年度監査において、不備等問題の多かった施設 ②近年実地監査を実施していない施設 ③その他、実地監査の必要が認められた施設
	上記実地監査以外の施設

* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。また、社会福祉法人に対する指導強化の観点から福祉保健課の法人指導監査員の同行もあり、主に会計面の指導をした。

* 当年度重点指導事項

- ① 入所者処遇の充実（処遇計画・記録、食事提供、衛生管理、健康管理の状況）
- ② 施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理の状況）
- ③ 災害時の警戒避難体制の整備状況

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
老人福祉施設	13 (特養2) (養護2) (軽費9)	10 (特養7) (養護2) (軽費7)	44 (特養7) (養護7) (軽費30)	・拠点区分の預金残高証明の合計と貸借対照表の預金合計が一致しない。(5件) ・入居契約書について入居者名の記載がないものがあったので、漏れがないよう作成すること。(2件)

(2) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・児童入所施設・母子生活支援施設）」に基づき、年1回の実地監査を実施した。

* 指導監査実施体制

当局福祉支援課・福祉企画課、県庁福祉保健課法人施設指導室職員5名程度により実施した。

* 当年度重点指導監査事項

- ① 母子生活支援施設における最低基準等の順守状況の確認
- ② 母子生活支援施設における財務管理状況の確認

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
母子生活支援施設	2	2	7	・入所者や退所者から徴収すべき光熱水費（電気代、水道代）の未収金について、法人本部と協議の上、回収方法や欠損処理等を検討すること。(1件) ・乳幼児突然死症候群（SIDS）のチェック表を観察者が特定できる記録方法に見直すこと。(1件) ・火災発生時の職員の対応マニュアル（入居者の安否確認方法）を消防署と協議の上、実態に合わせた体制とするよう見直すこと。(1件) ・当期末支払資金残高は、当該年度の措置費収入の30%以下の保有とすること。 ・小口現金以外の現金の取扱いについて、経理規程に沿った取扱いとすること。(1件)

(3) 届出保育施設に対する立入調査の状況

ア 通常の立入調査

* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・児童館・届出保育施設等）」に基づき、年1回の実地監査を実施した。

* 実施体制

当局職員2名以上、保育専門員、管理栄養士の同行あり。

* 当年度重点確認事項

児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認

- ・災害等非常時に備えた対応（家具類の転倒防止策、消火訓練の実施、連絡体制の掲示）
- ・食物アレルギー等への対応
- ・調理、調乳における衛生管理の対応（調理室の温度管理、調乳室でのエプロン着用）
- ・利用者、家族の秘密の取り扱いの確認（保育士でなくなった後への備え等）

イ 抜き打ち調査

26年度に県東部で発生した届出保育施設に係る事業停止命令の事例等を踏まえ、27年度から新たに事前通知を行わない立入調査（抜き打ち調査）を3年に1回を目途に行うこととなり、27年度は1施設に対して抜き打ち調査を実施した。

* 実施体制

当局職員2名

* 当年度重点確認事項

- ・職員配置状況（調査当日に来園している園児数に対して保育従事者の必要数を満たしているか等）
- ・午睡実施状況（乳幼児室に職員が在室し、定期的に乳幼児の顔色、体勢、呼吸の状態を観察し記録しているか等）

（単位：施設、件）（平成28年3月31日現在）

区分	指導	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
	施設数	施設数	件数	
届出保育施設	4 (1)	3	5	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時に備えて保育室の物入れの落下防止策を講じること。(1件) ・調理に携わる職員は毎月検便を実施すること。(1件) ・必要な栄養量を確保するための基準を定め、適切な献立を作成すること。また、実施の記録を残すこと。(1件)

※（ ）は内数で抜き打ち調査を実施した施設数

30 特定給食施設に対する指導の状況

* 対象施設の選定方針

(注) 指導対象施設を選定する上での方針(指針、基準、計画などの概要)を記載すること。

病院：医療法第25条第1項に基づく病院立入検査に同行

児童福祉施設：児童福祉行政指導監査に同行

* 指導監査実施体制

病院：管理栄養士が給食部門を担当

児童福祉施設：管理栄養士が給食、食育部門を担当

* 当年度重点指導監査事項

病院：衛生管理、栄養管理の現状確認

児童福祉施設：衛生管理、栄養管理の現状確認、アレルギー対応の確認、食育活動実施状況の確認

(単位：施設、件) (平成28年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
特定給食施設	7	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・主に夏場における調理室の適切な温度及び湿度管理の徹底(児童福祉) ・除去食依頼書等医師の指示に基づく食物アレルギー対応の実施(児童福祉) ・検食時間の記録徹底(児童福祉) ・定期的な検便の実施(児童福祉) ・調理室の修繕(児童福祉)
その他給食施設	2	1	3	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室の温度(児童福祉) ・湿度の適切な管理の徹底(児童福祉) ・所属長押印の予定献立表の整備(児童福祉) ・定期的な検便の実施(児童福祉)

注 社会福祉施設には、総合事務所長権限に属するものも含むこと。

31 健康に関する事業の実施状況

(1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防するため、各種事業を実施した。

○健康(衛生)教育事業

<事業の概要>

県民への普及啓発事業を実施した。

<実施状況>

区分	回数	人数
母子保健関係	1	30
成人・老人関係	21	1,510
栄養・健康増進関係	156	1,453
歯科保健関係	2	50
その他	6	109
地区組織活動(再掲)	(7)	(393)
合計	186	3,152

<課題>

- ・健康教育については、市町単位での実施が困難である「職域」を対象に、重点的に取り組む必要がある

○キャンペーン事業

<事業の概要>

地域住民に対する普及啓発事業の一環として、関係機関との協働のもと下記のキャンペーン事業を実施した。

<実施状況>

事業名	内 容
世界禁煙デー関連イベント	日時：平成27年5月31日（日）午後1時から3時まで 場所：倉吉ショッピングセンター パープルタウン 内容：禁煙支援 呼気中一酸化炭素濃度測定、簡易肺年齢測定、 禁煙相談及び指導、禁煙補助剤配布 普及啓発 禁煙クイズ、パネル展示、禁煙標語コンクール、 禁煙宣言、禁煙教室、禁煙紙芝居、 禁煙お願いカード作成コーナー等

<課 題>

- ・関係団体の主体的な協働事業となるよう、実行委員形式での実施により、継続する必要がある。

○糖尿病予防対策連携事業

<事業の概要>

- ・「鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度」運用開始に伴い、圏域の関係機関が参加して協議、学習する機会を中部管内行政栄養士業務検討会、中部保健医療圏地域保健医療計画の部会開催に併せて実施することとしており、27年度は中部管内行政栄養士業務検討会にて意見交換を実施。
- ・「医療機関と市町の連携による糖尿病栄養指導」を実施。現在、27年度実績報告を受付中。しかし、依頼件数は年々減少し、糖尿病連携パス運用との役割の明確化を行うことが課題となっている。

○健康づくり応援施設（団）支援事業

<事業の概要>

運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗・団体を「健康づくり応援施設（団）」として認定し、その取組の情報発信を通して県民の関心を喚起することにより、県民が地域において健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行った。

<新規認定状況：件数>

区 分	禁煙	食事	運動	合計
応援施設	54	1	0	55
応援団	0	0	0	0

<課 題>

禁煙区分において、公共性の高い公民館・集会所、社会福祉施設、医療機関（一般診療所、歯科診療所）の認定について重点的に取り組む必要がある。

(2) 女性の健康づくり支援事業

○女性健康支援センター運営事業

<事業の概要>

生涯を通じて女性の健康の保持を図ることを目的として、思春期から更年期までの女性を対象に保健師等による相談事業を実施している。

<実 績>

一般相談（電話・面接）

相談内容	相談件数
思 春 期	0
不 妊	205
更 年 期	0
そ の 他	3
合 計	208

(3) 母子保健事業

<事業の概要>

乳幼児健康診査体制検討会を開催し、健診実施体制について検討・調整を行った。

<実施状況>

項目	内容
中部圏域における乳幼児健康診査体制検討会	日 時：①平成27年9月28日（月）午後3時から4時30分まで ②平成27年10月6日（火）午後4時から5時15分まで ③平成27年11月4日（水）午前9時30分から12時まで ④平成28年3月1日（火）午後3時30分から5時まで 場 所：中部総合事務所 出席者：市町担当者、医師、療育機関 内 容：（1）市町の乳幼児健康診査実施体制について （2）その他母子保健事業の実施状況について
遠城寺式乳幼児分析的発達検査法に係る勉強会	日 時：平成28年2月10日（水）午後3時から5時まで 場 所：中部総合事務所 出席者：市町保健師13名 内 容：遠城寺式乳幼児分析的発達検査法について（質問紙を用いた発達支援） 講師 中部療育園 井関 幹子 係長
新生児訪問等での家族計画指導に係るアンケート調査	調査目的：30～40代の人工妊娠中絶率が高いため第2子以降の望まない妊娠を防ぐ施策（虐待のリスク要因であるため）を検討するため 調査期間：平成27年12月から平成28年2月まで 対 象：新生児訪問等を中心に従事する者（市町保健師、助産師等）

<課題>

乳幼児健診の実施体制については、各市町での支援体制が構築できるよう、今後も状況に応じて協議の場を設置する。また、各母子保健事業は虐待リスクを早期発見し、支援を行う機会であるため、日頃から関係機関との連携を強化して支援体制を構築していく必要がある。

(4) 思春期保健事業

<事業の概要>

思春期の健康問題の一つである性的問題（人工妊娠中絶・性感染症）について、関係機関と連携・協働して正しい知識を普及啓発するとともに、若者を支援する人材を育成し、思春期保健の推進を図った。

<実施状況>

項目	内容
思春期の性にかかる健康問題ワーキング	日 時：平成27年9月30日（水）午後2時から3時30分まで 場 所：中部総合事務所 出席者：ワーキングメンバー（産科・婦人科、養護教諭、市町等）19名 内 容：情報提供、各機関の活動紹介、思春期の若者向け啓発物の最終調整
思春期の若者及び支援者向けの啓発冊子「あなたの体と心がもっと分かる本」の作成・配布・情報提供	平成27年12月完成 配布先：ワーキングメンバー等（冊子、CD-Rの送付） ※管内小中高、教育委員会等へは当局URLの情報提供（学校へは配布せず希望に応じ個別送付） 広 報：当局ホームページに掲載（ダウンロード後編集可）
中部管内の思春期に関する相談窓口カード「スマイルカード」の作成配布	7,800部を管内中・高等学校、大学、思春期支援関係機関に配布（6月）

(5) 不妊治療費助成金交付事業

(単位：件)

区 分	申請件数	交付決定件数
特定不妊治療費助成金	179	179
人工授精助成金	26	26
計	205	205

(6) 食育推進普及事業

①中部圏域食育推進ネットワーク交流会事業

食育活動に携わる関係者が地域の食文化や農業及び漁業の現状などについて実践者等から学び、体験するための体験型交流会を開催する。

○地域の食文化体験コース

日時・場所・参加者数	内 容
<p>【第1回】 平成27年7月29日(水) 午前9時30分から正午まで 鳥取県中部総合事務所 参加者数：26名(教諭、管理栄養士、食生活改善推進員等)</p>	<p>テーマ「食と器(1)―陶器を使う・作る・楽しむ」 ・陶芸体験「器づくりに挑戦―使う楽しみを想像しながら」 講師：倉吉焼 八幡窯 小原 雅也 氏</p>
<p>【第2回】 平成27年10月5日(月) 午前1時30分から午後3時30分まで 倉吉市上灘公民館 参加者数：25名(行政栄養士、食生活改善推進員等)</p>	<p>テーマ「食と器(2)―和菓子を知る・作る・親しむ」 ・講話「和菓子について―歴史、種類、季節の楽しみ」 ・和菓子づくり体験 「秋の和菓子づくりに挑戦―練りきり、きんとん」 講師：お菓子処 まんばや 鶴本 豊樹 氏 ・意見交換「季節を感じる食文化―和菓子、器、集う楽しさを感じて」</p>

○農業・漁業体験コース

日時・場所・参加者数	内 容
<p>【第1回】 平成27年8月7日(金) 午前10時から午後0時30分まで 鳥取県栽培漁業センター 参加者数：14名(教諭、学校栄養職員、食生活改善推進員等)</p>	<p>テーマ「つくり育てる漁業の推進―鳥取県の栽培漁業を学ぼう！感じよう！」 ・講義「つくり育てる漁業の推進」 講師：鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 室長 宮永 貴幸 氏 ・見学及び試食「種苗生産施設及びタッチングプール」 講師：鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 主任研究員 松田 成史 氏 ・意見交換「栽培漁業について―見たこと・聞いたこと・考えたこと・もっと知りたいこと」</p>
<p>【第2回】 平成27年9月1日(火) 午前9時から午後2時まで 鳥取県立農業大学校 参加者数：20名(食生活改善推進員、教諭、学校栄養職員等)</p>	<p>テーマ「農業のこれから―鳥取県の農の未来を学ぼう！考えよう！」 ・講話「種(たね)のこんな話」 講師：鳥取県立農業大学校 教育研修課 課長 田中義宏 氏 ・施設見学、収穫体験 ・調理実習「収穫野菜をたっぷり使った地産地消メニュー」 ・活動紹介「農業大学校卒業後の取組と私の思い」 活動紹介者：倉吉市在住 数馬 明展 氏 湯梨浜町在住 山中 清司 氏 ・意見交換「これからの農業と私達にできること」</p>

<評価等>

- ・「地域の食文化体験コース」では、第1回、2回と継続参加であったため、参加者同士が協力し合いながら、和気あいあいと体験や会話を楽しみ参加する様子が伺えた。そして、この体験を各々の今後の食育活動に活かしていきたいという前向きな意見が聞かれた。
- ・各回講師の専門性を活かした講義や体験指導に対する参加者の評価が高く、農業、漁業、食文化等について興味関心を深めていくことができた様子であった。また、意見交換の中では、参加者同士が感想や課題意識を率直に発言し合うことで、単なる体験活動に終わることなく、次のステップにつながる活動となっていた。

②「幼児の心と体を育てるクッキング活動」スタッフ養成講座事業

本県作成の「幼児の心と体を育てるクッキング活動指導の手引き」に基づく年長児が主役のクッキング活動を実施するため、スタッフを対象に、取組のねらい、内容、スタッフの役割等について理解を深めるための研修会を開催。

日時・場所・参加者数	内容
<p>【第1回】 平成27年6月18日(木) 午後1時から4時45分まで 鳥取短期大学 D205教室 参加者数：20名(鳥取短期大学学生及び教員、管内行政栄養士、実習生等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政説明「幼児の心と体を育てるクッキング活動について」 ・講話「困り感を抱える子どもの姿～発達障がいを中心に～」 講師：鳥取短期大学幼児教育保育学科 准教授 國本真吾 氏 ・活動紹介「幼児の心と体を育てるクッキング活動：北栄町の取組」 講師：北栄町健康推進課 佐古管理栄養士 ・講話「子どもの発達と食育—5～6歳児の食を考える—」 講師：県庁子育て応援課 石上令子保育専門員 ・グループワーク「幼児のクッキング活動でSWOT分析(1)」 助言者：石上保育専門員
<p>【第2回】 平成27年7月2日(木) 午後1時から4時45分まで 鳥取短期大学 D205教室 参加者数：13名(鳥取短期大学学生及び教員、保育所保育士)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク「幼児のクッキング活動でSWOT分析(2)」 ・演習「『幼児の心と体を育てるクッキング活動指導の手引き』を活用したロールプレー」 <ol style="list-style-type: none"> ①デモンストレーションの進め方—しっかり教える、伝えるために ②五感を使って感じよう～食材の感触、匂い、重さ、柔らかさ、調理による変化 ③包丁、ピーラーを使って野菜や豆腐を調理してみよう! ・グループワーク「子どもを主体とした活動を支援するために大切なこと」

<評価等>

- ・講義、演習、グループワークを通し、短大生等参加者は取組のねらい、内容、スタッフの役割等について理解を深めることができた。しかし、日程調整困難により、今年度は保育所等で実施する幼児のクッキング活動で鳥取短期大学の学生がスタッフ活動を実施することが出来なかった。

(7) 歯科保健事業

① 歯と口腔の健康づくり推進事業

○ デンタルプロフェッショナル派遣事業

生涯における歯と口腔の健康づくりを推進するため、モデル小学校において学校歯科医と連携して課題の分析や歯科保健指導等を行った。

モデル校名	内容	成果・課題
<p>倉吉市立明倫小学校 (生徒数 132 名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全校生徒への歯磨き・生活習慣アンケート(事前・事後)を実施。 ・拡大学校保健委員会で保護者へ事業概要の説明や学校歯科医によるミニ講話。 ・3、5、6年生対象に学校歯科医による歯科保健指導。 ・全校集会で学校歯科医師によるミニ講話やクイズを実施。 ・むし歯ハイリスク児童を対象に、昼休憩を利用してブラッシング指導。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝、夜とも歯みがきをする児童の割合も増えた。 ・学校歯科医と養護教諭が連携し、現状や発達に合せた指導内容が検討されるなど、子ども達も学校歯科医の顔を覚えこれまで以上に学校歯科医が身近な存在となっている。 ・養護教諭だけでなく保体主事からも来年度の案が提示されるなど、学校全体で取り組む姿勢が見られはじめた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜の歯みがきの重要性の啓発がさらに必要。 ・学校保健委員会に参加した保護者が少ないため、参観日等を活用するなど保護者にも啓発を行っていく必要がある。
<p>三朝町立南小学校 (生徒数 24 名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1、2年生(5名)に歯磨き・生活習慣アンケート(事前・事後)を行い、学校歯科医による歯科保健指導を実施。 ・歯科保健指導後に1、2年生は昼休憩等を利用し、染め出して磨き残しチェックとブラッシング指導。 ・学校の取組みの一つである「親子ふれあい」として親子で仕上げ磨きを全校実施。 ・保護者研修会や学校保健委員会で保護者に事業概要や取組み結果説明、家族で意識を高めるため、成人のための歯と口のミニ講話も開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯磨きが少し丁寧になり、歯ブラシ以外の歯間清掃用具を使い始めた家庭もあった。 ・仕上げ磨きが徐々に習慣化され、間食を規則正しく摂る家庭が多くなってきた。 ・子どもたちの歯磨きは、指導から時間経過とともに磨き残しが多くなっていたが、鏡を使って磨き方を確認することで、きれいに磨くことが出来ていた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・むし歯や歯周病の予防には、幼少期から生活習慣を確立させていくことが重要。 ・今後も、学校からの指導や定期健診等を活用して、関係機関が協力して、歯と口の健康づくりに取り組むことが必要。

○職域・地域における歯周疾患健診促進パイロット事業

成人期の歯周病罹患率を減少させ一次予防を促進するため、事業所や地域に日本歯科医師会の「生活歯援プログラム」を導入し、歯周病スクリーニング唾液検査や歯科保健指導を行い、効果的な指導方法等を検討し、成人期の歯科保健対策の強化を図った。

地域・事業所名	内容
○地域 三朝町子育て支援センター ねんねクラス0歳児保護者5名	むし歯や歯周病予防の視点や日頃のケアの必要性について、対象者の思う将来像や夢、生活と関連させて指導支援する動機付けを重点に事業を行った。 ①質問調査票(初回)配布 ↓ ②講話、唾液検査、歯科保健指導、行動目標設定 ↓ ③支援レター第1号配布 ↓ ④支援レター第2号、質問調査票(2回目)、自己評価アンケート配布 ↓ ⑤判定表結果返し、個別歯科保健指導2回目実施(希望者のみ)
○事業所 有限会社サン技術コンサルタント 5名 鳥取部品株式会社 87名 株式会社鳥取県倉吉自動車学校 18名	

《結果、課題》

- ・質問調査では、口臭が気になると回答した方は歯肉の出血や腫れなどの自覚症状、唾液検査でも陽性を伴う場合が多かった。
- ・事業所別の比較では、製造業では女性の方が口臭を気にする割合が多かったが、サービス業では男性も口臭を気にしている割合が多かった。また、サービス業は男女問わず喫煙者が少なく、業種や事業所の方針の違いも個人の生活習慣や健康意識の違いと関連している可能性がある。
- ・「歯や口の健康のために何かを実行しよう」と動機付けができたのは、サービス業が多かったが、実際の行動目標の達成率や歯科健診の受診率は製造業が高かった。
- ・今回は、製造業を対象とした歯科保健指導では動機付けの成功が行動変容への鍵となり、サービス業では接客の機会も多いことから、元々口腔ケアの意識は高く、より行動に移しやすい環境づくりや実践方法のアドバイスが鍵となるのではないかと思われる。
- ・1圏域だけでは実施できる事業所数が少ないため、他圏域の業種別の結果と比較することで、業種による健康課題の傾向が見えてくれば、より充実した対象者に沿った支援方法が検討できると思う。
- ・地域での実施は、対象者が産後1年未満という心身共に忙しい時期でもあったため、定期健診につなげることは難しかったが、取り組む中で周囲の人々の関心も高くなったとの回答もあり、周囲を巻き込んで(例えば、家族単位や対象者に近く近いコミュニティ)一緒に取り組むことで効果を上げることができる可能性もある。
- ・事業所、地域問わずモチベーションの維持とブラッシング等の技術が向上できるよう歯科医院等でも当事業のフォローが行われるような連携ができれば、さらに事業効果は上がるのではないかと思われる。

② 8020 運動推進事業

(ア) 中部地域歯科保健推進協議会開催状況 (1回/年)

内 容	
日時	平成28年3月8日(火) 午後1時30分から3時
場所	中部総合事務所 入札室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○報告事項 ・中部圏域各歯科健康診査結果 ・平成27年度中部圏域各市町歯科保健事業実施状況 ・平成27年度鳥取県歯科保健事業実施状況 ・平成28年度鳥取県歯科保健事業(案) ○意見交換 ・各委員所属団体における歯や口腔の現状や課題について

(イ) 中部地域歯科保健関係者研修会 (1回/年)

テーマ：要介護者の摂食嚥下と口腔ケア

日時・場所・参加者数	内 容
日時：平成28年2月25日(木) 午後1時30分～4時 場所：中部総合事務所 講堂	◇講 演 「要介護高齢者の摂食嚥下」 講師 くいたけ歯科クリニック歯科医師 國竹洋輔 先生 ◇口腔ケア実習及び地域歯科医療連携室の利用について 「実践！高齢者の口腔ケア」 講師：鳥取県中部地域歯科医療連携室歯科衛生士 岡いずみ 氏

<課 題>

高齢者の摂食嚥下について、歯科からの視点で動画等を交えた分かりやすい内容で、より具体的なケアや観察、評価方法などについて研修会の継続開催を望む声もあった。
より専門的な内容でニーズに合わせた内容を検討する必要がある。

(ウ) 中部圏域におけるよい歯のコンクール

中部地区市町から推薦のあったよい歯の親子を審査・表彰し、8020運動の普及啓発を図った。

日 時	平成27年6月2日(水) 午後1時30分から午後3時まで
場 所	中部総合事務所
対 象 者	平成26年度3歳児歯科健診受診者922人
管内市町	3組
推薦組数	倉吉市：母子2組、三朝町：母子1組
コンクール 参加組数	3組
最優秀組	該当者なし(県審査への推薦は行っていない)

(8) がん対策推進事業

<事業の概要>

中部地区のがん死亡率低下を目指し、地域の特性に応じたがん対策の取組を中部地区の関係機関が一丸となって推進する。

①めざせ受診率50%中部地区がん検診受診率向上推進事業

項目	内容
中部地区オリジナルポスター・チラシの作成・配布	チラシ2万枚、ポスター600枚作成し、管内医療機関、歯科診療所、薬局、市町へ配布
市町街頭キャンペーン	日時：①三朝町 平成27年5月21日(木) 午後5時から6時 ②倉吉市 平成27年5月22日(金) 午後5時30分から6時30分 ③湯梨浜町 平成27年5月26日(火) 午前9時から10時 ④琴浦町 平成27年5月27日(水) 午後5時30分から6時30分 ⑤北栄町 平成27年5月28日(木) 午後5時30分から6時30分 内容：がん検診受診啓発チラシ・せんべいの配布(1200個) 参加：市町(担当者・課長・部長・副町長等)、健康づくり推進員
がん対策推進会議	日時：平成27年8月5日(水) 午後2時から4時 場所：中部総合時事務所 出席：医師会、がん診療連携拠点病院、住民代表、商工会、健診機関、市町等 内容：報告、協議(各がん検診の現状と課題、職域及び未受診者対策等)
がん対策担当課長会議	①第1回担当課長会議 日時：平成27年10月28日(水) 午後3時30分から5時 場所：倉吉体育文化会館 出席：がん診療連携拠点病院、市町(所長・課長・担当者等) 内容：意見交換(推進会議の意見に関する事項) ②第2回担当課長会議 日時：平成28年2月24日(水) 午後3時から4時30分 場所：中部総合事務所 出席：がん診療連携拠点病院、市町(所長・課長・担当者等) 内容：報告(平成27年度がん検診受診状況、平成28年度事業計画) 意見交換(平成28年度啓発イベントに関する事項)
かかりつけ医からの受診勧奨の推進	医師会常会での受診勧奨依頼

<課題>

がんによる死亡を予防するためには、未受診者対策を強化し、がん検診受診率をさらに向上させる必要がある。今後も継続して、関係機関が中部一丸となったがん対策の取り組みを進めるとともに、市町の課題に応じた取り組みを支援する必要がある。

②出張がん予防教室

各世代に応じた、がんに対する正しい知識を身につけるために、がん予防教室を実施する学校や企業に対し講師派遣や教材の提供を行う。

＜実施状況＞

学校関係：5回 企業関係：4回

③がん検診推進パートナー企業認定

従業員をがんから守るために、がん対策に取り組む企業をパートナー企業として認定し、企業と連携したがん検診受診率向上に取り組む。

＜認定状況＞

	目 標	認 定	達 成 率
企業数等	45社	46社 (872人)	102%

④鳥取県がん先進医療費利子補給金禁煙治療費助成事業

がん治療を受ける患者の経済的負担を軽減し、より多くの県民ががんの先進医療を受けることができるよう、金融機関からがんの先進医療に係る費用の融資を受けた者に対し、利子補給金を交付する。

＜実施状況＞

申請件数：2件 助成件数：1件 (1件は金融機関が融資を謝絶)

⑤鳥取県禁煙治療費助成事業

禁煙を積極的に支援するため、禁煙治療の保険適用対象外の方（ブリンクマン指数 200 未満の方）に対し、保険適用相当額（7割）を助成する。

＜実施状況＞

申請件数：0件

(9) 医療相談等対応状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

相談件数	相談内容					
	治療	薬剤	接遇	料金	事故	その他
28	9	3	2	4	0	10

3 2 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

* 対象施設の選定方針

病院：原則1回／1年。ただし、前年度文書指摘事項のない病院は省略可とする。

診療所：無床1回／5年、有床1回／2～3年。自己点検表を検査対象医療機関に配布、回収し、記載内容等を基に立入検査を実施する。

* 検査実施体制

病院：保健所長（福祉保健局副局長）、その他7名程度の職員が部門ごと（診療、管理、薬剤、給食、放射線、看護、廃棄物）に検査する。

診療所：医薬担当を中心とし、必要に応じ専門職員の応援のもと検査する。

* 当年度重点検査事項

病院：院内感染対策

診療所：安全管理体制の確保、院内感染対策

（単位：施設、件）

（平成28年3月31日現在）

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	指導	
病院	10	7	5	19	0	0	8	(病院)
一般診療所	83	21	19	110	0	0	55	・ 廃棄物保管庫の未掲示（2件）
歯科診療所	44	13	10	68	0	0	28	(診療所・歯科)
衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	・ 劇物の貯蔵場所の未表示（12件）
その他	62	0	0	0	0	0	0	・ 廃棄物保管庫の未掲示（11件）
合計	199	41	34	197	0	0	91	・ 放射線障害の発生するおそれのある場所の測定の未実施（10件）

(2) 薬事監視の状況

* 対象施設の選定方針

平成27年度も薬事関係等事業計画に基づき監視業務を実施した。

監視目標率は、薬局、卸売業者、店舗販売業者は5割、高度管理医療機器等販売業者は1割、

毒物劇物一般販売業及び農業用品目販売業は3割、業務上取扱者は年間5施設を目途に立入検査を行うこととなっている。

注 検査対象施設を選定する上での方針（指針、基準、計画などの概要）を記載すること。

* 検査実施体制

毒物劇物については年に1回、各総合事務所福祉保健局・東部福祉保健事務所、生活環境局、県庁くらしの安心推進課・医療指導課と合同で監視を行った。

* 当年度重点検査事項

平成27年度は、毒物劇物農業用品目販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業者について重点的に監視を行った。

区 分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要				主な不備事項等の概要	
			施設数	件数	処分等件数					
					処分	告発	始末書	その他		
医薬品	薬局	56	35							
	製造業									
	専業薬局	6	1							
	製造業									
	専業薬局	6	1							
	一般販売業									
	卸売販売業	11	7							
	店舗販売業	26	17							
	薬種商販売業	1	1							
	特例販売業	1	0							
配置販売業	1	3								
配置従事者										
業務上取扱施設		38								
医薬部外品	製造業									
	製造販売業									
	販売業		42							
業務上取扱施設		3								
化粧品	製造業									
	製造販売業									
	販売業		14							
業務上取扱施設										
医療機器	製造業	2	1							
	製造販売業									
	高度医療機器販売等	40	19							
	管理医療機器販売等	237	42							
	修理業	1	0							
業務上取扱施設		39								
毒物	製造業									
	一般販売業	60	18							
劇物	農業用品目販売業	25	17							
	特定品目販売業									
	業務上取扱者	1	21							
合計	474	319								

3 3 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況 (単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H23年度	10 (3)	1 (0)	2 (0)	13 (3)	9 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	16 (1)	35 (5)
H24年度	15 (1)	1 (0)	0 (0)	16 (1)	13 (1)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)	20 (2)	31 (4)
H25年度	13 (0)	0 (0)	1 (1)	14 (1)	11 (1)	4 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	17 (2)	28 (3)
H26年度	18 (6)	0 (0)	2 (1)	20 (7)	9 (2)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	14 (2)	34 (8)
H27年度	22 (2)	0 (0)	1 (1)	23 (3)	6 (0)	8 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	17 (2)	40 (9)

注 () 内には、LTBI (「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者) を再掲。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツベルクリン反応	胸部エックス線撮影者数	結核菌検査者数		IGRA検査者数	被発見者数	
					とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健康診	保健所								
	委託	132		19			113		
	その他	15		15					
	計	147		34			113		
・実対象人数：108人 実受診者数：105人 ・受診率：97.2%									
結核登録者精密検査	保健所								
	委託	45		43	2	2			
	その他	3		3					
	計	48		46	2	2			
・実対象人数：30人 実受診者数：28人 ・受診率：93.3%									
計	保健所								
	委託	177		62	2	2	113		
	その他	18		18					
	計	195		80	2	2	113		
・実対象人数：138人 実受診者数：133人 ・受診率：96.4%									

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く) (単位：件、人) (平成28年3月31日現在)

区分	発生状況			疫学調査件数				集団発生件数	備考
	件数	患者数	死亡者数	調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数		
4類 つつが虫病	1	1	0	1	1	0	0	(-)	
3類 腸管出血性大腸菌感染症	9	9	0	8	41	41	2	(-)	散发
3類 //	1	8	0	6	32	141	26	(1)	集団発生
5類 麻しん	4	0	0	4	4	4	0	(-)	*
5類 風しん	1	0	0	1	1	1	0	(-)	*
5類 ウイルス性肝炎(E型A型除く)	1	1	0	0	0	0	0	(-)	
計	17	19	0	20	79	187	28	(1)	

* 確認検査にて陰性と判明した。

- 注 (1) 集団発生件数は、内数である。
 (2) 定点報告分は、備考欄にそのことを記載すること。

(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談	電話	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲)	(42)	(30)	(72)									
検査	55	47	102	41	37	78	41	37	78	137	121	258

(4) 肝炎の相談・検査・治療費助成の状況

(単位：人) (平成28年3月31日現在)

相談件数	検査件数 医療機関分再掲	肝炎治療特別推進事業	
		肝炎治療受給者証交付申請件数 (新規件数再掲)	肝炎インターフェロン・インターフェロンフリー・ 核酸アナログ製剤治療費申請件数
149	63 (18)	319 (131)	4

(5) 感染制御地域支援ネットワーク事業実施状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

件数	感染制御相談						回数：1回 (H27, 7, 26) 内容：16名参加 ●中部医療圏感染制御 地域支援ネットワーク の実施状況について「感 染制御（白兔ネット） の活用について」 ●新型インフルエンザ 医療提供体制の協力に ついて ●研究会の存続につい て	回数：1回 (H27, 7, 26) 内容：114名参加 ●講演：「変貌する新興 ・再興感染症とその対 策」講師：国立感染症研 究所感染症疫学センター 長 大石和徳先生 ●研究発表：藤井政雄記 念病院、北岡病院から2 題
	相談区分（重複あり）							
	感染症 全般	感染症 事例	感染管 理組織	感染予 防技術	環境 管理	その他		
0								

3.4 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
H23年度	60	1	1	54	2	0
H24年度	57	1	1	51	2	0
H25年度	54	1	1	48	2	0
H26年度	49	0	0	45	2	0
H27年度	41	0	0	37	2	0

3.5 難病患者の状況

(単位：人) (平成28年3月31日現在)

区分	指定難病 受給者証 所持者数	鳥取県特定 疾患訪問看 護治療研究 事業対象患 者	小児慢性 特定疾患 受給者証 所持者数	難病患者 医療相談 者数
H23年度	735	2	73	35
H24年度	764	2	77	27
H25年度	807	2	76	31
H26年度	825	4	80	23
H27年度	874	4	83	40

36 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (平成28年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談			
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数	
H23年度	39	36	146	0	10	10	
H24年度	66	67	376	0	7	7	
H25年度	65	73	351	0	11	11	
H26年度	66	67	339	0	14	14	
H27年度	66	67	333	0	14	14	
内訳	整形	24	24	116	0	14	14
	耳鼻科	12	10	29	0	0	0
	眼科	3	0	4	0	0	0
	内科	27	33	184	0	0	0

37 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

	実人員	相談内容(延)								判定内容(延)				
		更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	285	184	152	1	0	0	0	0	337	333	0	0	0	333
巡回	10	0	9	0	0	0	3	2	14	0	0	0	0	0
電話等	8	0	2	1	0	0	5	0	8					
合計	321	211	146	1	0	0	15	4	376	333	0	0	0	333

38 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障害	その他	合計
H23年度	69	19	13	16	0	1	118
H24年度	84	19	18	11	0	0	132
H25年度	59	23	20	10	0	0	112
H26年度	75	13	11	16	0	11	126
H27年度	64	36	13	13	2	2	130

39 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(単位：件) (平成28年3月31日現在)

	実人員	相談内容(延)									判定内容(延)				
		施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	142	2	0	0	0	6	1	107	50	166	12	95	0	0	107
巡回	21	0	0	1	0	2	0	17	1	21	0	17	0	0	17
電話等	16	2	0	3	1	4	0	5	1	16					
合計	179	4	0	4	1	12	1	129	52	203	12	112	0	0	124

○意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし